
平成 2 5 年 第3回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 5 年 9 月 1 8 日

閉会 平成 2 5 年 9 月 1 9 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (9月18日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行政報告	2
○日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	5
○日程第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告の件	6
○日程第 6 報告第 3号 平成24年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件	6
○日程第 7 報告第 4号 平成25年度(平成24年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	7
○日程第 8 町の一般行政について質問	7
3番 村上和子君	7
1 福祉灯油事業にかわる高齢者・障がい者・ひとり親世帯などの恒久的な生活支援策について	
2 自衛隊官舎(国家公務員宿舎)使用料の値上げが適用されないような対策を	
3 上富良野町のブランド力の評価を生かし、さらなる観光客の集客アップに向けた対策を	
4 子ども・子育て会議の設置について	
5 子どもたちの安全確保のために、通学経路の総点検と子ども110番の啓蒙を	
4番 米沢義英君	14
1 介護保険制度について	
2 除雪サービスについて	
3 障がい者施設での仕事の確保について	
4 体罰について	
9番 岩崎治男君	23
1 上富良野物産館(物産店)の設置について	
2 上富良野小学校建設について	
3 工事現場での騒音・消音対策は	
10番 中澤良隆君	27
1 介護保険制度改正の取り組みについて	
2 健康の町宣言について	
○散 会 宣 告	35

目 次

第 2 号 (9月19日)

○議 事 日 程	39
○出 席 議 員	39
○欠 席 議 員	39
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	39
○議会事務局出席職員	40
○開 議 宣 告	41
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	41
○日程第 2 選任第 1号 常任委員選任の件	41
○日程第 3 選任第 2号 議会運営委員選任の件	41
○日程第 4 議案第 7号 平成24年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金処分の件	41
○日程第 5 議案第 8号 平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件	42
○日程第 6 議案第 9号 平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	42
○日程第 7 議案第 1号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	47
○日程第 1 議案第18号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)	51
○日程第 8 議案第 2号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	53
○日程第 9 議案第 3号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	54
○日程第10 議案第 4号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	54
○日程第11 議案第 5号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	55
○日程第12 議案第 6号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	56
○日程第13 議案第10号 上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例	56
○日程第14 議案第11号 上富良野町税条例等の一部を改正する条例	60
○日程第15 議案第12号 上富良野町子ども・子育て会議条例	61
○日程第16 議案第13号 上富良野町立保育所条例を廃止する条例	62
○日程第17 議案第14号 財産譲与の件	64
○日程第18 議案第15号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更の件	65
○日程第19 議案第16号 副町長の選任の件	66
○日程第20 議案第17号 教育委員会委員の任命の件	66
○日程第21 発議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議の件	67
○日程第22 発議案第2号 議員派遣の件	67
○日程第23 発議案第3号 町内行政調査実施に関する決議	68
○日程第24 発議案第4号 議会報告会実施に関する決議	68
○日程第25 発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見の件	69
○日程第26 発議案第6号 消費税増税中止を求める意見の件	70
○日程第27 発議案第7号 道州制導入に断固反対する意見の件	71
○日程第28 閉会中の継続調査申出の件	71
○閉 会 宣 告	72

第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）	9月19日	原 案 可 決
2	平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月19日	原 案 可 決
3	平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	9月19日	原 案 可 決
4	平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月19日	原 案 可 決
5	平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月19日	原 案 可 決
6	平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月19日	原 案 可 決
7	平成24年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金処分の件	9月19日	原 案 可 決
8	平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月19日	決算特別委員会 付託
9	平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	9月19日	決算特別委員会 付託
10	上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例	9月19日	原 案 可 決
11	上富良野町税条例等の一部を改正する条例	9月19日	原 案 可 決
12	上富良野町子ども・子育て会議条例	9月19日	原 案 可 決
13	上富良野町立保育所条例を廃止する条例	9月19日	原 案 可 決
14	財産譲与の件	9月19日	原 案 可 決
15	北海道後期高齢者医療広域連合規約変更の件	9月19日	原 案 可 決
16	副町長の選任の件	9月19日	同 意 可 決
17	教育委員会委員の任命の件	9月19日	同 意 可 決
18	平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）	9月19日	原 案 可 決
	行政報告	9月18日	
	町の一般行政について質問	9月18日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	9月18日	報 告
2	議員派遣結果報告の件	9月18日	報 告
3	平成24年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件	9月18日	報 告
4	平成25年度（平成24年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率 報告の件	9月18日	報 告
	選 任		
1	常任委員選任の件	9月19日	選 任
2	議会運営委員選任の件	9月19日	選 任
	発 議		
1	議会広報特別委員会設置に関する決議の件	9月19日	原 案 可 決
2	議員派遣の件	9月19日	原 案 可 決
3	町内行政調査実施に関する決議	9月19日	原 案 可 決
4	議会報告会実施に関する決議	9月19日	原 案 可 決
5	地方財政の充実・強化を求める意見の件	9月19日	原 案 可 決
6	消費税増税中止を求める意見の件	9月19日	原 案 可 決
7	道州制導入に断固反対する意見の件	9月19日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	9月19日	原 案 可 決

平成25年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成25年9月18日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 9月18日～19日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告の件
第 6 報告第 3号 平成24年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件
第 7 報告第 4号 平成25年度(平成24年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
第 8 町の一般行政についての質問
-

○出席議員（14名）

1番	佐川 典子 君	2番	小野 忠 君
3番	村上 和子 君	4番	米沢 義英 君
5番	金子 益三 君	6番	徳武 良弘 君
7番	中村 有秀 君	8番	谷 忠 君
9番	岩崎 治男 君	10番	中澤 良隆 君
11番	今村 辰義 君	12番	岡本 康裕 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会計管理者	菊池 哲雄 君	総務課長	田中 利幸 君
産業振興課長	松田 宏二 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
町民生活課長	北川 和宏 君	建設水道課長	北向 一博 君
農業委員会事務局長	坂 弥雅彦 君	教育振興課長	野崎 孝信 君
ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

○議会事務局出席職員

局 長	藤田 敏明 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月13日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

その内容はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、9月2日及び9月11日、議会運営委員会を開き、会期日程等を審議いたしました。

今期定例会まで受理しました陳情、要望は3件であり、その内容はさきに配付したところであります。

今期定例会の報告は4件で、監査委員から監査例月現金出納検査結果報告書、町長から報告案件2件、議員から議員派遣結果報告書であります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出議案17件及び議員からの発議案7件であります。

なお、議案第16号副町長の選任の件及び議案第17号教育委員会委員の任命の件につきましては、あす19日の配付の予定であります。

町長から今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成25年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外3名の議員から、一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 岡本康裕君

13番 長谷川徳行君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る6月定例町議会以降における町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、大雨による被害であります。8月に5度の局地的な集中豪雨により町内の道路、河川等、また農作物に被害が発生したところであります。

被害状況につきましては、公共土木部門において47カ所、土砂流出による日の出公園の被害を含め総額2,956万円の被害となっております。

また、農業部門におきましては、降ひょうによる豆類、カボチャ、ビートなどの葉の破損、突風による農作物の茎折れなどが見受けられ、今後、収穫期を迎えるに当たり懸念しているところであります。

さらに、今月15日、16日の集中豪雨により道路、排水路及び河川への被害、また一部農作物への

被害が報告されていることから、今議会に補正予算を上程して早期の復旧に努めてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、近年、増加している突発的な気象による被害につきましては、被害箇所等の検証を行い、適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、第23回参議院議員通常選挙についてですが、7月4日に公示、7月21日に投開票が行われました。当町選挙管理委員会においては、投開票事務の適正な執行に努められ、当日、有権者数9,613人、投票者数5,667人、投票率58.95%で、前回投票率を8ポイント下回りましたが、全国平均を6ポイント、全道平均を4.5ポイント程度上回ったところであります。

また、期日前投票の投票者数は2,535人となり、全体の約45%を占め、期日前投票制度は着実に浸透しているところであります。

次に、ブロードバンド環境整備についてですが、町内市街地における光通信サービスを11月15日から開始することが8月20日にNTTより正式発表され、現在、市街地各所において準備が進められているところであります。

町内主要団体を初め、町内有志の皆様のこれまでの取り組みに対しまして敬意を表するところであります。

また、民間通信事業者による整備が見込めない農村部においては、市街地との情報通信環境の格差解消を図るため、現在、無線方式によるネットワーク通信網の整備に向けた伝播調査、設計を行っているところであります。

なお、農村部全域での実現を図るためには、整備後の利活用はもとより、数多くの中継局設置が必要となることから、それぞれの地域の皆様の特段の御理解と御協力をお願いするところであります。

次に、防災協定についてですが、大規模災害時における公共施設の機能の確保及び回復のため、応急対応業務に関する協定を道北電気工業協同組合富良野支部と7月26日に締結したところであります。

この協定を含めまして、これまで21部門の防災協定を締結しており、今後もさらなる協定の検討を行い、災害時における体制強化を図ってまいります。

次に、地域の元気臨時交付金活用事業における緊急防災、減災事業についてですが、避難施設の自家発電装置設置事業として、7月25日に西小學校、公民館、役場、保健福祉総合センターの4施設を対象に委託設計業務を契約したところであります。

す。

次に、自衛隊関係についてであります。6月24日から27日にかけて、北海道基地協議会及び上富良野基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策中央要望、7月31日には北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります自衛隊官舎の使用料値上げに反対する中央要望運動を、8月28日には北海道の自衛隊体制強化を求める中央要望運動を行い、8月20日は自衛隊協力会上富良野支部によります、上富良野駐屯地現状規模堅持の中央要望運動をそれぞれ国会議員、防衛省に対して行ってまいりました。

さらに、8月6日には富良野地方自衛隊協力会主催によります岩田北部方面総監をお迎えしての講演会を開催し、我が国周辺の情勢と北部方面隊の対応についての講話をいただくなど、80名の参加をいただいたところであります。

次に、記念行事についてですが、これまでの間に第3地对艦ミサイル連隊創隊記念行事を初めとする島松駐屯地及び北海道補給処創立記念行事、第一特化団創隊、北千歳駐屯地開庁記念行事、旭川地方協力本部創立記念行事、上富良野駐屯地創立記念行事、千歳航空祭にそれぞれ参加したところであります。

次に、風疹任意予防接種助成事業についてですが、都市部を中心に昨年度から風疹の発症者が急増していることから、先天性風疹症候群の発症を予防するための緊急対策として、7月1日より実施したところであります。

8月末現在で15人がワクチン接種を行っており、内訳として妊娠中の方の御家族が5人、今後の妊娠を希望される方が10人となっております。

これまで、当町では先天性風疹症候群に罹患したという報告はなく、風疹の流行も見られておりませんが、幼児期における2回の定期接種とあわせて、今回の緊急対策事業の周知を図り、感染症予防と先天性風疹症候群の発症予防に努めてまいります。

次に、今年度の特定健康審査、いわゆる特定健診の実施状況についてですが、7月9日から7月19日の間で実施し、1,117人が受診されました。

また、JAふらの、上富良野支所組合員を対象に実施したミニドック健診のほか、町立病院による個別健診を含めると、8月末現在で1,304人が受診を終えたところであり、受診率は前年同期と同程度の59%となっております。

受診結果につきましては、脳血管疾患など重症化につながる対象者は確実に減少しており、特定健診がスタートした平成20年度の結果と比較すると、

特定保健指導対象が大幅に減少している状況にあります。

7月の特定健診実施期間中は、高齢者、若年者健診、小学校5年生、中学2年生を対象としたかみふっ子健診のほか、肺、胃、大腸がん検診等をあわせて実施し、受診者総数は2,448人となったところであります。

なお、未受診者につきましては、11月に再度、健診の機会をつくり、目標としている特定健診受診率70%を達成するよう努めてまいります。

次に、8月28日、総務省が公表した3月末現在の住民基本台帳に基づく人口動態についてであります。当町におきましては、前年比142人減の1万1,586人となり、9年連続で減少しているところであります。

人口減の内訳につきましては、死亡者数から出生数を引いた自然減が12人、転出数から転入の数を引いた社会減は130人となっております。

次に、農作物の生育状況についてであります。主要作物の一つである水稲につきましては、高温多照により既に収穫作業に入っており、平年以上の収穫を期待するところであります。他の作物については春の天候不順による耕起や播種作業のおくれにより、生育のおくれが見られております。

加えて、7月から8月上旬にかけての干ばつの影響で現在、収穫期を迎えたバレイショについては減収が見込まれ、また8月20日の豪雨と降ひょうによる旭野地区を中心に小豆の茎折れやバレイショの流出、スイートコーンの倒伏が見られ、同様に収量減が懸念されているところであります。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎えるに当たり、農作業の安全に努めていただき、よりよい出来秋が迎えられるよう期待をしているところであります。

次に、6回目を迎えたまるごとかみふらのビアガーデンについてであります。7月13日、まるごとかみふらの四季彩実行委員会の主催により開催されました。さらに、花と炎の四季彩祭り会場においてもPR販売を実施し、多くの皆様に楽しんでいただくことができました。

また、昨年度商品化した瓶ビールにつきましても、本年度は3,000本を製造し、町内飲食店や観光事業所での商品活用とあわせ、ノロック号15周年記念事業の一環として上富良野駅ホームにおいても販売し、広くPRに努めたところであり、上富良野ブランドの一つとして地域経済の振興につながることを期待しているところであります。

次に、7月28日に開催した第35回2013花と炎の四季彩祭りについてですが、町内外から約2

万5,000人の来場者をお迎えし、当地キャラクターらべとんのお披露目と上富良野PR大使の任命式を行うとともに、ステージショー、行燈行列、花火等の行事が予定どおりに行われ、盛会裏に終了することができました。

早くから行燈の制作を初め、イベントの準備、運営に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、本町のPR活動についてであります。8月7日に札幌大通公園西8丁目の札幌ピアガーデン会場において開催されました、ふるさと北海道応援企画に参加し、十勝岳、ラベンダー、かみふらのポークなど、観光資源の紹介を初め、関係機関の皆様の協力、参加を得て、観光PR活動を行ってきたところであります。

次に、新しい英語指導助手の着任についてであります。これまで御活躍いただいたグレン・オグデンさんの後任として、本町の友好都市でありますカナダ国アルバータ州カムローズ市から、ブレンダ・クヌールさんをお迎えしたところであります。ブレンダさんにつきましては、カムローズ市の小学校の教師をされており、明るい性格であり、地域に早く溶け込み活躍されることを期待しております。

次に、児童生徒の部活動等での活躍についてであります。小学生においては、ジャガーズ野球少年団が7月13日から帯広市で開催された第33回全日本学童軟式野球大会マクドナルドトーナメント北北海道予選大会に出場し準優勝。また、上富良野小学校スクールバンドが、旭川地区予選大会で金賞を受賞し、第58回北海道吹奏楽コンクールに出場するなど、各大会において優秀な成績を修めております。

中学生においても、中体連の地区大会において、日ごろの練習成果を発揮し、上富良野中学校の陸上部、卓球部、柔道部がそれぞれ全道大会に出場するなど、児童生徒の活躍を称えるものであります。

このほか、町内の高校生では、北海道高等学校陸上競技選手権大会で優秀な成績を修めた3名が全国大会に出場を果たし、また上富良野高等学校野球部につきましては、夏の北海道大会旭川支部予選に出場し、1回戦で惜しくも敗れる残念な結果となりましたが、選手諸君の活躍を称えるとともに、今後に大きな期待を寄せるところであります。

次に、青少年国内外交流事業についてであります。国内交流においては7月21日から23日までの日程で、津市安東小学校から10名の児童と校長、引率教員2名の総勢13名が来町いたしました。

この間、西小学校の児童との交流会、児童宅での

ホームステイや町内の視察研修などを行い、安東小学校と西小学校の友好の絆をさらに深めたところがあります。

次に、国際交流事業についてであります。教育長が団長となり、7月26日から8月3日までの日程で、中高生11名と引率者の総勢15名によりカムローズ市の視察研修のほか、エドモントン、バンフ、バンクーバーを訪問し、自然や文化などに触れ、貴重な体験と交流をしてきたところでありました。

特に、本町の友好都市でありますカムローズ市においては、マーシャル・チャーマーズ市長、ダグ・ボーイ教育長を初め、市民の温かい歓迎を受け、歓迎レセプションなどを通じ、交流を深めることができました。

また、参加した生徒においては、ホームステイによりカナダの文化や生活習慣に触れ、有意義な体験をすることができ、参加した生徒の今後の進路や将来に役立つことを期待しています。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、8月28日現在、件数で21件、事業費総額で1億3,569万1,500円で、本年度累計では38件となっております。事業費総額19億7,203万4,400円となっております。

詳細につきましては、お手元に平成25年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

初めに、1項の定期監査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町産業振興課の財務事務を監査の対象として、平成25年7月30日、31日に平成25年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしま

した。

監査の方法ですが、財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など、関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務はおおむね適正に執行されているものと認められました。

次に、2項の財政援助団体監査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、平成25年7月31日に上富良野町集落協議会及び上富良野町農業再生協議会の平成24年度実績、平成25年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、伝票、決議書など、関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、3項の随時監査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を執行いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、平成25年8月26日、27日に上富良野演習場周辺地区自治活動奨励事業補助の平成24年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、補助申請書、実績報告書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、現地での検査も行い、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務はおおむね適正に執行していると認められました。

次に、4ページから16ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第

3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成24年度5月分及び平成25年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、17ページでございますので、参考としていただきたいと思えます。

以上で報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終了いたします。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議員派遣結果報告の件について、報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

○議会運営委員長（金子益三君） ただいま上程いただきました、議員派遣結果の報告の件に関しまして、朗読をもちまして報告といたします。

議員派遣結果報告書。

平成25年第2回定例町議会において決議された議員派遣について、次のとおり実施いたしましたのでその結果を報告いたします。

記。

北海道町村議会議員研修会及び先進地調査。

1、調査及び研修の経過。

平成25年6月27日、議員12名で北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修に参加するとともに、同じく6月28日、札幌市において再生可能エネルギーに関して調査を行いました。

調査の経過につきましては、御高覧いただいたものとして、要点のみ報告をさせていただきます。

（1）北海道町村議会議員研修会については、演題「議会改革に期待する」と題して、慶応義塾大学法学部教授片山善博氏から、二つ目は演題「今後の政局・政治の展望」と題し、政治アナリスト伊藤惇夫氏の2名の講師からそれぞれ講演をいただきました。

（2）先進地調査について。

札幌市におきまして、地中熱シンポジウムと中央消防署豊水出張所の2カ所について視察を行いました。

た。

①地中熱シンポジウム。

札幌市で開催された地中熱シンポジウムに参加し、午前中に基調講演のほか、国、道、札幌市のエネルギー及び環境担当者から三つの講演を受講しました。

当シンポジウムについては、非常に関心が高く、全道各地より会場に入り切れないほどの参加がありました。

②中央消防署豊水出張所地中熱ヒートポンプ現地調査について。

札幌市中央消防署豊水出張所において、本年3月に設計された出張所の概要及び施設について、地中熱ヒートポンプの設備について調査を行いました。

このことにつきまして、現在、工事が進められている上富良野小学校の暖房の一部にも地中熱エネルギーなどの再生可能エネルギーが取り入れられていることから、環境に配慮することのみならず、ランニングコストの削減にも大きく期待ができるので、一層の新しい技術を取り入れた公共施設の暖房施設のあり方が今後も大きく検討されることを期待するものといたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号平成24年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程いただきました、報告第3号平成24年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の点検評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、住民に公表するものであります。

以下、平成24年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について御説明させていただきます。

報告書の概要でありますので、1ページをごらんください。

本報告書は、目的にあるように、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、事務の管理及び執行状

況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図り、町民への説明責任を果たすものであります。

点検評価の内容であります。平成24年度教育委員会活動状況及び教育行政執行方針に示した事務事業の成果をもとに内部評価を行いました。

また、この点検評価に当たりましては、教育に関し学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見をお聞きし、報告書にまとめたものであります。

2ページには、評価方法と評価結果、3ページから13ページまで教育委員会議などの活動状況とその評価を記載しております。

14ページから60ページにわたっては、点検評価の対象とした45事業をそれぞれ達成度、効果度による評価と総合評価を行い、点検・評価表にまとめたところであります。

61ページから63ページまでが教育行政評価委員会の開催と、その意見を掲載しております。

64ページ以降は、参考資料を掲載しました。

以上、平成24年度上富良野町教育委員会点検評価報告の概要説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し御質疑があれば、賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号平成25年度(平成24年度決算)の健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました、報告第4号平成25年度(平成24年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて御報告を申し上げます。

平成24年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は15.9%、将来負担比率は63.5%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足が生じてございません。

各比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、健全化団体に位置づけられるところでございます。

以上、御報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第8 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります5項目について町長に質問させていただきま

す。まず、1項目めは福祉灯油事業にかわる高齢者、障がい者、ひとり親世帯などの恒久的な生活支援策についてお伺いいたします。

アベノミクスによるデフレ脱却のため、金融緩和と政策などがなされているが、地域経済の生活の実態は厳しい。今後の見通しとして9月1日から電気料金が平均7.7%引き上げられ、ガソリン価格の高騰やこれからの冬場の灯油価格も原油の調達コストが円安で上昇する機運がある。

第1回定例会での福祉灯油事業をしてはどうかという質問に対し、福祉灯油事業にかわる高齢者、障がい者、ひとり親世帯に対する恒久的な生活支援事業を秋ごろまでに考えたいということであったが、どのような施策を考えておられるのか町長にお伺いいたします。

2項目めは、自衛隊官舎、国家公務員宿舎使用料の値上げが適用されることがないような対策を。

国家公務員宿舎の削減計画に基づき、平成26年4月から国家公務員宿舎、自衛隊官舎等の使用料の引き上げが検討されており、使用料を2倍に見直す方針が明らかになっている。自衛官には、指定場所に居住する義務がある。町にあっても、共存、共栄、自衛隊との信頼関係維持が保たれており、長期不在する隊員の家族への対応及び部隊、地域の安全を保持していることなどを考えると、使用料が値上げされれば、上富良野町の自衛隊官舎からの流出をさらに助長する結果となり、職務を遂行する上で影響を及ぼしかねない。町としても、値上げにならないような対策を考えてはどうでしょうか、町長にお伺いいたします。

3項目めは、上富良野町のブランド力の評価を生かし、さらなる観光客の集客アップに向けた対策を。

日経リサーチがまとめた2013年度の地域ブランド力の調査によると、都道府県別で北海道は常に3位以内にあり、市町村別の市では富良野市が15位、町では上富良野町が6位、中富良野町が7位、美瑛町も7位、南富良野町は10位に入り、訪問経験者に聞いた満足度では上富良野町が町村でトップとなった。

これを機に、さらなる観光客の集客アップに向けたニーズに対応すべく対策は必要ではないか、町長にお伺いいたします。

4項目め、子ども・子育て会議の設置について。

平成25年4月に国において子ども・子育て会議が設置され、会議のメンバー構成は有職者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て支援当事者などが想定され、子育て支援のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっている。

このような仕組みは、国のみならず地方においても極めて重要である。ニーズがより一層、反映できるように我が町でも早急に設置に向けて幅広い意見を反映させてはどうかお伺いいたします。

5項目めは、子どもたちの安全確保のために通学経路の総点検と子ども110番の啓蒙を。

先日、町内でも不審者情報が相次いで2件報告された。いま一度、学校や生徒、PTAが一体となり、通学路などの再点検が必要ではないか、また子どもたちが危険な目に遭遇することがないように、犯罪防止に効果があり、小学校入学時に配付しているという子ども110番の商店12店舗、個人宅44件のマップの確認、生活安全推進協議会と連携をするなど、今後の対策はどのように考えているのか、町長にお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの恒久的な生活支援策に関する御質問にお答えさせていただきます。

私の生活支援に対します基本的な考え方につきましては、これまでも述べさせていただいておりますように、町民の誰もがいろいろなリスクを抱えた場合にありましても、住みなれたこの町で安心して暮らしていけるよう、さまざまな仕組みや環境を整えていくことが重要であり、そのため幅広い視点に立って制度の充実を図っていきたいと考えているところであります。

そのようなことから、これまで実施してきた諸施策が町民の皆様の生活実態に呼応した、真に必要なとされる支援策となっているか検証を行いながら、必要な見直しや改善を進めるよう指示しているところ

であります。

現在、保健福祉課を中心に障がい者や高齢者、子育て世代を含め、これまでの支援策を拡充する内容などを中心に7事業のプランをまとめたところであります。

プランの概要につきましては、過日、厚生文教常任委員会の協議資料としてお示しさせていただいておりますので、御高覧いただいているものと存じます。

今後におきましては、政策調整会議など組織内での議論を進めるとともに、予算審議等を通じて議員各位の御意見を賜りながら、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの自衛隊官舎使用料の値上げに関する御質問にお答えいたします。

国におきましては、国家公務員宿舎の削減計画に基づき、厳しい財政状況を踏まえ、国家公務員宿舎の使用料値上げが検討されておりますことは、私も承知しているところであります。

現在、本町における自衛隊官舎の実態は11棟240戸が整備されておりまして、うち1棟が老朽化によりまして空き家状態ではありますが、本年6月現在、185世帯が入居されており、入居率は77%であると聞いております。

現状におきましても、官舎の老朽化等により地元に住居せず、近隣の市町から通勤する隊員も増加する中で、さらに宿舎使用料が約2倍になりますと、近隣都市の民間マンションへの居住が加速され、災害発生時等の即応体制に大きな問題が生じることが懸念されますとともに、地域にとりましても経済的影響は極めて重大であると考えております。

私といたしましては、自衛官の皆様にとりまして宿舎は職務の特殊性から、即応体制の確保、地元自治体との連携、隊員家族同士の助け合いやコミュニティーの形成のほか、長期間の訓練や災害派遣等による留守家庭への対応などがスムーズに図られることから、これらに対しての影響が大変、大きいと考えられ、宿舎使用料の値上げは到底、容認できないと考えているところであります。

この問題につきましては、北海道全体の問題として、去る7月31日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会におきまして、自衛隊官舎の使用料値上げに反対する中央要望を行い、自民党北海道ブロック両院議員会及び世耕内閣官房副長官、また浜田自由民主党幹事長代理及び山口財務副大臣へそれぞれ要望したところであります。

今後も危機感を持って引き続き、要望活動を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の観光客の集客力アップに向けた対策に関する御質問にお答えいたします。

平成25年5月8日付の日本経済新聞に掲載されました日経リサーチがまとめた地域ブランド力調査の地域編につきましては、地域ブランド力の現状を多角的な視点から評価し、今後の課題や方向性を顕在化させることを目的に全国1,742の市町村の中で、認知度が一定以上の地域を対象に町村では全国931町村の中から99町村、うち道内では144町村中23町が調査対象となりまして、議員御発言のとおり、北海道は全国で3位、道内から市では上位20位の中に4市、町村では10町が入り、本町を初め、富良野地域のブランド力の高さを裏づける結果であったと認識しているところであります。

集客力アップに向けたニーズの対応につきましては、昨年12月策定の上富良野町観光振興計画の策定過程におきましても、町の観光の現状と課題、さらには計画策定における基本的な考え方など、皆様に御説明させていただいておりますが、本計画では町民観光スポット、町内宿泊者を対象としたアンケート調査や、本町観光の強みと弱みなどの観光特性の分析に基づき、観光入り込み客数の増加、観光消費額の増加、観光客をもてなす機運の醸成、町民の郷土愛の醸成の4項目を今後の観光振興の基本目標として定めたところであります。

さらに、この目標を実現するための具体策として実施体制と戦略プランを示しておりますので、関係機関とも連携をより一層強化し、各プロジェクトの取り組みを着実に推進し、成果を挙げていくとともに、富良野・美瑛広域観光推進協議会での広域的な取り組みも展開する中で、積極的に集客力アップを図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の子ども・子育て会議の設置に関する御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、本町として子育て支援関連事業等の必要量や児童福祉の推進に関し、幅広い意見を反映していくことは極めて重要なことでありますので、合議制機関の設置に向け、上富良野町子ども・子育て会議の設置にかかる条例案を今定例議会に提案させていただいておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の子どもたちの安全確保に関する御質問にお答えいたします。

不審者情報の対応につきましては、教育委員会において子ども危機管理対応マニュアルが作成されており、速やかに教育委員会、警察へ連絡するとともに、教育委員会は町、生活安全推進協議会、各小中学校、高校、幼稚園、保育所、児童館への緊急連絡

体制を敷いているところであります。

先日の不審者情報につきましても、教育委員会、学校では直ちに児童生徒への注意喚起、保護者への周知、教職員、教育委員会職員によるパトロールを実施してところであり、町、生活安全推進協議会においても、その情報を受け臨時パトロール、防災行政無線による注意喚起等の対応を行ったところであります。

また、生活安全推進協議会では、いざというときに駆け込めば保護してくれる子ども110番の家を公共施設、商店、事業所など56カ所の協力を得て指定させていただき、子ども110番の家一覧、上富良野安全マップを配付しているところであります。

安全マップの作成に当たりましては、各小中学校、PTA、富良野警察署などの協力を得ながら、子ども110番の家のほか、防犯上、交通安全上、川や橋など注意が必要な場所、これまでに不審者らしき者が出た場所などを掲載しており、保護者にはマップを眺めるだけの確認で終わることなく、実際に子どもと歩いて110番の家、危険箇所について確認することなど、登下校の安全確保のため啓蒙を図っているところであります。このようなことから、都度、点検を実施し、必要な改善を行ってまいります。

今後におきましても、教育委員会、生活安全推進協議会との連携の強化を図り、子どもたちの安全確保に努めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1項目目の福祉灯油事業にかかわる生活支援策のところでございますが、今回、出されました案はリスクを抱えて生活している人に今までありました施策の見直しということで、それで町長のリスクを抱えて生活している人に、その人に思いを寄せるということ、本当に私も理解しているところでございますけれども、今回、この生活支援案ですと、総額777万ぐらい必要なのですが、財源も限りありますし、それで新たに考えたものでなくても、その見直し案であっても公費助成のところ、介護サービス利用のところも大分拡大されているのですけれども、そういったところも国とか、また道からの補助の対象になるのでしょうか。見込めるとしてらどれぐらいになるのか、財源限りありますので、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の弱者対策につきましてもの恒久策につきましてもの御質問にお答え

させていただきますが、現在、私どもが案として御提示させていただいている多くの部分は、町が独自に設けようとしている仕組みをさらに拡大、あるいは改善をということでございまして、この中に公的な補助、助成が受けられるものがどの程度あるかというようなことを細部にわたってまだ検討しておりませんけれども、そういうような財源を他に求められるような可能性があるものについては、積極的にそういう取り組みをさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） ばらつきがありまして、七つの事業のということですけれども、三つ目の特定疾患の方の場合なんかは、41名おられまして、通院証明書の手数料を取る病院であれば、その手数料を助成するというですけれども、ほとんどの病院は取っていませんので、これを見ましたら2万円ぐらいの予算だと、それから寝たきり老人のおむつのところですが、この助成費につきましては課税者も今度は対象にしているということで、このところもどうなのかと思うところと、それとどれかに絞りまして、介護保険もこれから改正に入ります、要支援1、2が自治体でやらなければいけないということになりますし、高齢者もどんどんふえてまいっております。昨日は、道内最高齢の松田さん、大変110歳ということで、おめでたいこととございます。高齢者もどんどんふえてきておりますし、介護もこれから国のほうも給付が多いので、こういうふうな改正を入れてくるわけですので、そこらも見越しまして、絞りまして、どれが一番やはり今、見直しが必要なのか、リスクを抱えて生活していらっしゃる方、本当に大変だということがよくわかりますけれども、その人方に対して既に施策がないわけではありません、ありますので、それで今、どこかに本当にここというところを介護保険の改正なんかを考えましたら、利用の促進を図る意味で、低所得者とか生計困難な方、こういった方にサービスを拡大していくというようなところ、これは350万円ぐらいの予算かかりますけれども、そういったところで絞っていただいて、どれか一つ今回、見直しでやはりこれから灯油が上がったら福祉灯油事業だということではなくて、やはり北海道はどうしても冬は暖房をとらないと過ごしていかないので、今回の生活支援策の見直しはどれか一つに絞って、あわせて冬の生活支援というようなことで、恒久的に考えていただけないものかと思うかと思っておりますけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答え

させていただきますが、今、いろいろお考えを述べていただきましたが、私といたしましては事業を極力メニューをやはり今の仕組みの中で十分な、全てに十分ということは、これは至難なこととございますけれども、改善が可能な、そしてその中で対象者が仮に少数であっても非常に負担感があつたり、あるいはその町民の皆さん方のそういう福祉に関します福祉事業に対しましての公平感をあらゆる面から参酌して、そしてなるべく広く皆さん方がそれぞれの範囲に対して財政負担等の軽減を図れるようにということが、私としての考えでございまして、その一定の部分を取り取って、そこだけ集中的にとか、そこだけ厚くとかということは、やはり多くの町民の皆さん方の生活実態を考えると、やはり一定程度、幅が必要ではないかなというふうに考えておりまして、御質問の中にもありましたように、今後、介護保険事業等が、また大きく見直しは検討されていることは承知しておりますけれども、それはまた別な切り口で町として取り組んでいかなければならない課題だというふうに考えておりまして、今の中身の制度をどういうふうにしていくかということは、最初の御答弁で申し上げましたようにこれからまだまだ詰めていく要素はあると思っております。

皆さん方の御意見も賜りながら、本当にどの部分を切り取っても、一定程度の対応はされているということが私の願いでございまして、そのような提案をさせていただいているところであります。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 切り取ってという意味ではなくて、既にあるそのリスクを抱えていらっしゃる方に対する施策、これは今回、少し拡大して障がい者の交通費なんか幅出したいになっておりますけれども、一応、そういうことで切り取るのではなくて、そのリスクを抱えていらっしゃる方のこともよくわかります、大変だと思います。

でも、施策がないわけではありませんので、だから財源もことしこうやってふやした、では財源厳しくなったから、では元に戻しますとか、もうちょっと回数を下げてくださいと、こんなことはできにくいと思います。

ですから、町長もこれからよく審議をしてということをおっしゃっていただきましたけれども、そして来年は二つ目のこの事業を少し見直しをするかということで、今回、6事業で一つは歯の健診、これは新たな施策かと思っておりますけれども、そういったことでぜひ、これからいろいろ審議をして考えられるとおっしゃいましたので、そういった切り取るということではございませんので、そういうことではなくて、その見直しのところを計画を持って一つ

ずつ、ことしはここのところを見直そうかといったところはどうでしょうかということをお願いしているのです。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの御答弁と重複するかと思いますが、私といたしましては非常に御苦勞されながら暮らしておられる、リスクを背負っておられる方々にどういう状況におられる方々でも、やはり一定程度の安心感というものを与えていくことが町としての責務であろうと、今回はここを厚く、次年度以降はこちらに目を向けてということ、もう一つの方法としてはあるのですが、私といたしましては幅広く町民の皆さん方が安心感を抱いていただけるようなことが望ましいのではないかと考えておりますが、その制度、施策を構築する中での多少の凸凹は、これはその時々状況であり得ると思っておりますけれども、その程度は想定はしておりますけれども、極力、皆さんに安心感を与えていきたいというのが願っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 財源に限りあるものですから、いろいろ審議をしてくださるということですので、次の2項目目の自衛隊官舎使用料の値上げが適用されないようにということですが、町長も大変、危機感を持っておられて、国に強く要望の対策をとられるということですがけれども、私も自衛官の奥さん何人かに聞きましたら2倍になったら官舎出ていくと、こういうようなお話しでして、きのうの道新も出ておりましたけれども、全体で部隊としても非常に危機感を持っておられまして、半分ぐらいの人が出ていくであろうと、このようなことをおっしゃっておられました。

それで、アパートに分散して住宅手当が最高2万7,000円出るところがありまして、アパートに出ていきますと自衛隊の方に対しまして、やはり分散して入られたのでは、やはり即応体制の関係からも大変だということでございます。

それで、私たち議員も強力に運動を展開しなければならないと考えるのですけれども、町長は今後の対応につきまして中央なんかに出向かわれると思うのですけれども、いま一度この対策の対応につきましてもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の自衛隊の官舎、いわゆる国家公務員宿舎の使用料値上げの件につきましての御質問にお答えさせていただきますけ

れども、現在の先ほどお答えさせていただきましたような中央要望等を通じた感触といたしましては、非常に財務省も、もちろん総務省もでございますけれども、とりわけ北海道に陸上自衛隊の官舎が多く存在しているということで、北海道の与党の先生方の理解が非常に高いということで、財務省のほうにもそういう思いが届いておりまして、財務副大臣の口からも、財務省としても非常に心苦しいのだということで、本当にいいのかなということ副大臣みずから述べておられました。

官房副長官にお会いしましたけれども、やはり同じような発言をされておられて、聞くところによりますとそういった私どもの動きが安倍総理に届いているということで、既に新しい陸幕長になられました岩田陸幕長に対しまして、総理のほうから本当に重要な課題だということ捉えているということでお言葉があったというようなことの報告を聞いておられて、さらに北海道の中連協が中心となって、これから年末の予算編成に向けてどういうスケジュールかはまだ別といたしましても、これはやはりきちとなし得るまで運動展開を続けていくというスタンスでございますので、ぜひ御支援を賜りたいとお願いを申し上げたいところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 我が町はやはり農業、商工業、自衛隊3本柱でございますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは3項目目のブランド力の評価を生かして観光客の集客をというところでは、私自身もちょっと驚きまして、町民の皆さんもああそうなのだと、この日経のリサーチで非常にうわあと思ひまして、どちらかという富良野・美瑛に埋没されてというような話もあったのですけれども、やはり町民の皆さんもへえと驚かれた方もいらっしゃるのではないかと思います。

そういうことでやはり、これだけ高いブランド力の評価をされたということですので、一人一人、町民がいま一度やはり認識することがこんなに我が町はすばらしい町であったのだということ認識することは一番だと思いますけれども、昨年の12月に観光振興計画を策定したのですけれども、その我が町の観光の強みと弱みの分析をということですが、強みと言えは今回の日経のリサーチで私はすばらしい景観であったり、それから資源、それから温泉郷なんかだと思っておりますけれども、弱みと言えは富良野、美瑛に比べて埋没感が少しあるのかなというようなところだと思っておりますけれども、町長はその点、強み、我が町の観光の強みと弱みはどのよ

うに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の魅力アップ、集客力アップに関します御質問にお答えさせていただきます。

私も我が町の知名度と申しましょうか、観光に対します認知度がこれほどあったかというようなことで、ちょっとほっとしているところでございますが、しかしこの調査につきましてはそういった、一定程度の知識がある程度ある方を対象しているのではないかなというような感じを持ってしまして、要するに関心をお持ちの方にはこの上富良野というのは、今、村上議員がお話いただきましたように温泉だとか、この山の景観だとか、非常に魅力があるというふうに理解していただいているところがございます。それが強みでもあります。

お答えの中でも述べさせていただいておりますけれども、これが弱みというふうに言えばいいのか、なかなか難しいところですが、この上富良野ブランドという、上富良野という冠をつけたブランドがいいのか、むしろ少し幅を持って富良野ブランドの中の上富良野ということで、相乗効果を求めていけばいいのかという、非常に両論あるでしょうけれども、強いて言えば上富良野というブランド力ということでは、この富良野、美瑛の中で少し、やはり埋没と言うのか、少し弱いかなという感じは私も持っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 同じような考えを持っていらっしゃるということなのですが、私は考えますとやはり富良野、美瑛はやはり観光客であふれているのかなと、そうするとやはり騒々しい、それに比べて上富良野町はゆっくり温泉でも入って、いろいろな景色を眺めながらということで、スローライフというのでしょうか、そういったところが一つ穴場なのかなと、こんなことも考えたりします。

それで、こんなブランドの評価がされたわけですので、これを機にこれはいただきました町の町財政運営改善プランの25の中にブランド開発プロジェクトの構築、プロジェクトの設置ということで記されております。計画されております。それで、やはりこの機会にこの評価を生かさないと考えております。

それで、ブランド開発プロジェクトの構築、プロジェクトを組んで設置していただきたいと思っておりますけれども、その点についてどうでしょうか。どのように考えて、ぜひこのプロジェクトの設置をと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

ブランド、今御質問にありましたプロジェクトの設置等につきましては、上富良野におきます商品ブランド、観光ブランドというのではなくて商品ブランドというような、そういう面をぜひ強めていきたいという思いで計画されている事業であるというふうに理解しておりますので、非常に上富良野ブランドというブランドは現在、本当に少数でございます。かみふらのパークと二つ、三つしかないのではないかなというふうに思っております、そういう面ではまだまだ強化をしていきたいという思いがそこに込めようというものであるというふうに理解しております。

観光地のそれらが強化されることによって、また一方で上富良野のブランド力が、上富良野全体のブランド力も向上するというふうに期待できますので、ただいま御質問のありました事業につきましては、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 次の4項目めの子ども・子育て会議の設置ですが、この質問につきましては昨年の6月の、これ広報持ってきておりますが、定例議会でも子どもを安心して産み育てることができる町として子育て支援政策など、ニーズにかみ合っているかどうか、意見等協議する場を設置してはどうかということをお聞きさせていただきました。

そうしまして、そのとき質問いたしましたら答弁では、現時点では協議機関を設置する考えはないということだったものですから、この9月4日に質問として通告させていただきました。

今回、設置するという答弁をいただきましたが、私にしましたら1年3カ月ぐらいかかったかなというふうな感じしております。即対応、調査にかかって臨んで取り組んでいただきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思っております。

次、5項目めの子ども安心の確認のところですが、これはなかなか教育委員会と町民生活課、これのところが縦割り行政というのでしょうか、やはりいろいろ連携をとっていらっしゃると思うのですが、教育委員会、それから町の生活安全推進協議会、各小学校、学校、幼稚園、それから児童等、それから緊急連絡をいろいろと作成するについては、皆さんでつくっていらっしゃるということですが、私は連絡は密にとっていらっしゃると思うのですが、どうしてもやはり町民生活課に生活推進のあれがありますので、どうなので

しょうか、連携を密にとっておられるのか、その点とやはり学校を通学路をこの道を通って学校に通学していると、帰りはこういうコースで帰宅していると、こういうこともいま一度、町にお聞きしましたら町民の生活推進協議会では、小学校入学のときに子ども110番のマップとか、こういったところが110番になっていますよとかということで渡してあげているらしいのですけれども、ですけれどもやはり6年間なり、高学年になっていくにつれてなくすることもあるでしょうし、やはり通学路のきちっとした一人一人の把握、そしてその通学帰路の途中で変な場所がないのかどうか、そういったことも親御さんだけがちょっとわかっている、子どもを交えてそういったことをいま一度確認をしてもらいたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の子どもたちの安心・安全確保に対します御質問にお答えさせていただきますが、冒頭御質問にありました町の行政内部における連携は、私はしっかりとそれはとれているというふうに理解しておりますし、非常に子どもたちを安心・安全を確保するということに対しては、教育委員会も町民生活課も含めまして、非常に共有の認識を持っておりまして、その連携をしっかりととれているというふうに思います。

それから、後段、御質問にありましたマップ等につきましても、議員御質問のとおり、これは毎年、皆さんに配付するというようなことは、これはもう当然、もしなされていないとすれば、それは早急にするべきでありましょうし、特に教育委員会とも確認し合っておりますけれども、あるいは町民生活課とも確認し合っておりますけれども、やはり子ども110番の家、安心110番の家等につきましても、やはり毎年毎年、その対象とお願いしているところが変化がないということはないかと思ひまして、やはり都度、見直す、それから危険箇所も、そういったことも毎年毎年、新しい事象が発生してきますので、そういったことはリアルに見直して、常に最新の情報を提供できるような仕組みは、それはずっと持たなければならないというふうに、もし不十分でありましたら、早急にそれは十分な対応を図るように指示をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今回、防災無線で不審者の方がということで、そういう放送もありましてまだどうだったのか、まだその方は捕まっていないのか、捕まっているというのはおかしいのですけれど

も、そういうことも聞いていますし、親御さんのいろいろな意見がありまして、それで私、その110番、子ども110番は親御さんがわかっても、子どもさんがわかっていないとかということで、今、町長は毎年これは小学校入学時だけに渡すのではなくて、毎年、見直しをして考えていきたいと思いますということを言っていましたので、その点ひとつ帰る場所に危険なところはないのかどうか、それとその110番、こういうところは子どもさんも110番のおうちになっているのだよと、何かあった場合にここに駆け込みなさいとかということで、しっかり56件もありますので、その点やっていただきたいと思います。

それと、教育委員会のほうでも子どもさんにしっかり安全教育をいま一度やってはいただいていると思いますけれども、そういったことで安全教育をしていただきたいと思っております、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会のほうで答弁が必要でありましたら、議長の御判断をいただいて対応させていただくということにいたしまして、私のほうから非常に現場の皆さん方から切実な声として伝わってきますのは、実は非常に悩ましいことだなというふうに理解しているのですが、子どもたちに町民の皆さん方が声をかけ合って、そういう安心と申しましょうか、声をかけることによって不審者等が牽制作用があるのではないかなということでお話し申し上げたりしますと、その見ず知らずの人が声をかけること自体が既に子どもにとって不審者だというふうに一方的に理解されてしまうと、そうなってしまうのだそうです。

だから、むしろ声をかけないほうがいいというような見方も一方ではあるような、そういう非常に、ええそんなことあるのですかというふうに疑いたくなるような実態も多少あるのだというふうに聞いておりまして、やはり町民みんなが子どもたちを見詰める、また町民、子供たちと声をかけ合うというような、そういう町の町民の雰囲気と申しましょうか、子どもに対する接し方、そういったところもこれからの新しい少し研究していくことなのかなという、今、そんな最近、思いを持っているところでございまして、いずれにいたしましても子どもたちの安心・安全を町がしっかりと支えるということが基本でございますので、鋭意取り組みをさせていただきますと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 通告外ですので、所管外。
再質問でございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今、見守りをしてくださっている生活推進協議会の方でしょうか、角、角に立っていただいています。あの方は、前は月曜日から金曜日まで毎日だったと思うのです、今は月水金になっているのです。

そういったところはどのように、またもとのように月曜日から金曜日までとかというふうにお考えはどのようなのでしょうか。あの方たちは専門的にいろいろと研修も受けておられますし、子どもさん方にも、子どもさんも安心して方にはお話しかけていらっしゃるようですので、最初は1週間ずっと通してだったのが、何か月水金、1日置きに変わったのだということを知っています。

だから、そういったことで、あの人方、非常に子どもさんとの信頼関係ありますから、そういったところは毎週に戻すことはできないのかどうか、そこら辺、ちょっと考えたりするのですが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 子ども見守り、ちょっと名称はあれですが、今の対応等につきまして、担当課長のほうから少し内容について御説明させます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 3番村上議員のただいまの質問につきましてお答え申し上げたいと思います。

交通安全部のほうで交通安全教育指導員と交通安全指導員ということで、3名の方が教育指導員ということでいらっしゃいますが、以前から月水金ということで、毎日ではなく月水金の街頭指導ということで当たっていただいておりますし、また最近、各住民会、単位老人クラブの方も含めて6住民会の方々の見守り隊等もありまして、地域ぐるみでの取り組みもありますので、その中で回数をふやすということよりも、現状で今、進めてまいりたいということで考えております。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今、町長がお話しされたように、ちょっと子ども、声かけられても何かちょっと受け取りようによってはあれだということで、その地域で、ボランティアで見守りをしている方もいるのですが、大変やりにくいということを知っているのです。

だから、そういった意味で、そういう方であればいろいろ研修も受けておられるし、子どもさん方がうわっと寄っている姿も見ているのですよね。

だから、そういった部分でやはり研修を受けていただいて、子どもさんとの関係が信頼関係ができていくという方たちをもう少し考えていただけないかなということでございます。そういうことをちょっと言いたいのですが、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

見守り隊のような子どもさんたちとかかわっていただく方々の存在は非常に大きいということは私も理解しております、例えばそういう活動に参加してくれることがどんどんふえることを願っておりますとともに、少し現場のほうからお話を聞きますと、例えば認識できるような腕章をつけるとか、あるいはユニフォームを着るとか、そういうようなことでより一層、安心が高まるのではないかとというようなお話も伺っておりますので、それがいいのかどうかは別といたしましても、何か工夫を凝らして少しでも子どもたちが方々で声をかけられるような、また声をかけてもらえるような、そういう仕組みが検討してまいらなければならないと考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、10時45分といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 私は、4点にわたって町長及び教育長に質問いたします。

一つ目は、介護保険制度についてであります。

国は2015年度以降、介護保険制度を見直そうという動きをしています。介護保険制度で要支援と認定された高齢者に対する保険給付の廃止などを打ち出しました。

現在、要支援の保険給付については、国が定めた基準に基づいて一定のサービスが提供されています。それを市町村の地域支援事業に移行させようという方向で動いています。

また、介護保険の利用者の負担割合の見直しや特別養護老人ホームの入所基準を要介護度3以上に限定するなど、自己負担をさらに求めようという動きと相まって、入所基準を一層厳しくしようという状

況があります。

本来であれば、こういう社会保障制度と位置づけられて、介護保険制度は国がきっちりとして入所する方、介護される方も含めて安心して公的な制度で守らなければならないと考えますが、しかし、逆に国は公的な責任を回避しようという状況が見受けられます。これは、絶対許されるものではありません。

上富良野町にも、要介護認定者が約400名を超えています。今後さらに、介護制度を利用する人がふえることが予想され、安心して介護が受けられるための介護制度の充実は一層欠かせないものと考えます。

次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、要支援1、2の給付内容と利用実績及び町の負担について伺います。

二つ目には、要支援の保険給付の内容や基準が自治体の裁量となり、生活援助をホームヘルパーからボランティア、NPO法人など活用するという方向を打ち出しましたが、現在、一律のサービスが受けているサービスが提供できなくなるということが考えられますが、この点についてどうお考えでしょうか。

3点目には、低所得者の人が特養に入所した場合、現在、軽減制度があります。今後、この軽減制度が見直され、縮小されれば入所者の費用負担もふえ、退所者も出る、あるいは入所を控えざるを得なくなるということも考えられますが、この点についてはいかがでしょうか。

4点目には、要介護1、2の高齢者が特養の入所希望した理由として、介護者の不在、介護困難、住居問題が多いと言われております。入所基準を制限することは、高齢化が進む中でなじまないと考えますが、どうお考えでしょうか。

5番目には、介護保険制度の見直しを実施された場合、行政や利用者にとって何が問題なのか、どう考えておられるかお伺いいたします。

次に、除雪サービスについてお伺いいたします。

現在、高齢者などを対象にした除雪サービスは大変、喜ばれています。現在では、所得制限がされていますが、高齢化が進む中で除雪の要望は多くなってきているというのが実情であります。

高齢者になれば、足腰も弱ってくるという状況がありますから、等しく所得あるなしに関係なく、除雪サービスが提供を受けられるような環境をつくるためにも所得制限を廃止すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、障がい者施設での仕事の確保についてお伺いいたします。

障がい者の支援施設、なないろニカラでは、就労

支援事業を初めとする生活支援事業を行っています。事業所みずからの通所してきている障がい者の方の仕事の確保のために、レストランの運営、パンをつくる作業、あるいは農家などと協力しながら豆よりの仕事の確保などに努めているというのが実情であります。

しかし、季節的な仕事も多く、1年を通じて恒常的な仕事の確保が大変だと話しています。ほかの自治体においては、行政の仕事依頼するなど、工夫がされております。

上富良野町においては、障がい者施設の仕事の確保、支援については残念ながらこれからという状況ではないかと考えています。

総合自立支援法では、そのような事情も踏まえて自治体においては障がい者施設の仕事の確保するための計画を持つことがうたわれております。町としても、障がい者施設に依頼できる仕事があれば確保し、また支援を検討すべきと考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

次に、体罰についてお伺いいたします。

体罰はあってはならないことです。文部科学省の調査では、全国公立、私立の小中学校を対象に教職員による体罰の実態調査の結果が発表されました。

それによれば、体罰をした教職員は4,152校、6,721人であるという報告がされております。被害を受けた児童生徒は1万4,208人とも発表されています。体罰は絶対、容認できるものではありません。だからこそ、今、大きな社会問題になっています。

人は道理に基づき、行動し、判断し、行動します。それを暴力で訴え、教えようとするのは強制にしかほかなりません。残念なことに、上富良野小学校において、この7月に先生が数字を書けない生徒に対して平手で左頭部横をはたくという体罰がありました。これは単なる出来事で済ますような内容ではありません。たたかれた生徒の心、気持ちを思えば癒やすことはできないでしょう。また、元に戻すこともできないでしょう。教育委員会、学校としてもこの問題をきちっと整備し、今後には生かすべきではないでしょうか。

その後の対応として、教育委員会及び学校は被害者側の生徒、保護者への謝罪も済ませたと聞いています。また、体罰をした教員に対しても経過などの聞き取りも終えたと聞いていますが、次の点についてお伺いいたします。

一つ目は、生徒及び保護者への対応についてお伺いいたします。

二つ目には、過去にも体罰があったのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

か。

さらに三つ目には、担任に対する対応はどのようにされているのか。

四つ目には、学校及び教育委員会として、この教訓を生かした今後の対応について伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の介護保険制度の改正に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

政府は、社会保障制度改革に関し、個別の関連法案の提出時期や実施時期などの工程をまとめたプログラム法案の骨子を先般、閣議決定し、同法案をこの秋の臨時国会に提出するよう準備を進めております。

介護保険制度につきましては、改革項目として軽度の要支援者をサービス対象から切り離し、市町村事業へ移行、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上の中重度者に限定、高所得者の利用負担の1割からの引き上げ、低所得者の保険料の軽減の4点が示され、平成26年通常国会に必要な関連法案を提出し、平成27年度を目途に実施する旨、工程が示されております。

1点目の本町の要支援1、2の給付等の状況についてであります。平成24年度では訪問介護や訪問看護のほか、デイサービスなどの通所介護、また福祉用具の貸与など、介護予防サービス事業として実日数で8,877日、給付費総額で2,383万円となっており、町負担は298万円となっております。

次に、2点目の要支援の市町村事業への移行についてであります。議員御発言のとおり、これまでの全国一律のサービスから、市町村の裁量により地域の実情に応じたサービスへ移行されていくものと受けとめております。

いずれにいたしましても、これまでのサービスが低下しないよう対応していかなければならないと考えております。

次に、3点目の特別養護老人ホームの食費、住居費の負担軽減制度の見直しについてであります。国の審議においては軽減対象者の判断基準を課税所得額だけでなく、預貯金などの資産や非課税となっております遺族年金なども考慮し、実質的な経済力に応じたものとすべきとの内容で議論が進められているようではあります。多くの国民が理解できる内容で制度見直しが進められるよう期待しております。

次に、4点目の特別養護老人ホームの入所基準に

ついてであります。ますます進む高齢化とともに、介護度の高い方も増加していくものと想定されます。

特養の入所が必要な中重度の方が長い時間待機することなく、入所が可能となるよう介護度に応じて一定程度の施設のすみ分けなども必要な選択肢と理解しているところであります。

最後に、5点目の想定される問題、課題等についてであります。町といたしましてはサービスを支える財源の確保と地域で支え合う仕組みづくりなどを進めていかなければならないと考えているところであり、利用者の皆さんにとりましても負担増につながらないか、不安を抱かれているものと理解しております。

いずれにいたしましても、制度の具体的な見直し等につきましては、現在、厚生労働大臣の諮問機関であります社会保障審議会の介護保険部会で議論されている最中でありますので、今後、具体化される改正内容を踏まえながら、これらを反映した第6期の介護保険事業計画を策定しなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の除雪サービスに関する御質問にお答えいたします。

除雪サービスにつきましては、独居高齢者世帯、高齢者のみの世帯及び障がい者等の世帯であって、体力的に虚弱で、除雪が困難な方のうち、町民税非課税世帯の方を対象としてサービスを実施しているところであります。

議員御質問の所得制限の廃止についてであります。本サービスにつきましては、除雪が困難な非課税世帯の方に安価な利用料でサービスを提供していることから、一定程度、所得のある方につきましては、民間等の事業者を利用させていただくなど、自賄いでの対応をお願いしたいと考えておりますことから、現時点において所得制限の廃止は考えていないことで御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の障がい者施設の仕事の確保に関する御質問にお答えいたします。

現在、本町におきましては、就労継続支援B型事業を提供する事業所として、この10月に開所予定の事業所を含めて2事業所、またA型の事業所として1カ所がこの夏に開所しております。

それぞれの施設において、障がい者の個性に合わせた福祉就労のメニューが提供されておりますが、議員御発言のとおり、恒常的な仕事の確保が課題であるとも伺っております。

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することは極めて重要なことであり、このような中、平成25年4月

から国などによる障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行されたところであります。

この法律は、障がい者の経済的な自立を促すため、国や地方公共団体などが障がい者就労施設等から物品の調達などを推進するために必要な措置を講じることを定めたもので、各自治体においては障がい福祉サービス事業所や障がい者を多数雇用している企業、在宅就労障がい者などから、物品やサービスを優先的、積極的に購入するため、毎年度、その調達方針を策定し、対応していくこととなったところであります。

本町におきましても、先般、優先調達の目標額を530万円とする、今年度の調達方針をまとめさせていただいたところであり、今後におきましては障がい福祉サービス事業所等が提供できる物品やサービスを確認しながら、その内容を組織全体で共有し、予算化を含め優先的に物品等の調達を図り、障がい者の恒常的な就労の確保に少しでも寄与できるよう努めてまいります。

あわせて、地域全体で障がい施設等で対応できる仕事の活用に向けて、町広報紙など通じて情報提供についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の4項目目の体罰に関する4点の御質問にお答えいたします。

教育委員会におきましては、日ごろより校長会、教頭会の会議の折りに教職員の服務に関し指導を行っていた中で、このような体罰が起こったことに対しましては、まことに遺憾なことであり、体罰を受けた児童と、その保護者に謝罪申し上げるとともに、学校全体の児童と保護者に対しまして、不安や不信感を与えたことについておわびいたします。

1点目の生徒及び保護者に対する対応についてですが、上富良野小学校においては体罰発生の7月17日の夕方、校長と体罰を起こした男性教諭が保護者宅を訪問し、児童とその両親に面会し、体罰に至った経緯などを御説明し、謝罪をさせていただいたところであります。

また、この事態を重く受けとめ、上富良野小学校においては7月19日と26日に保護者説明会を開催し、校長からの謝罪とともに、経過を含め、今後の体制や体罰根絶の取り組みを御説明させていただいたところであります。

あわせて、7月29日には、校長と教頭とともに教育委員会職員2名が保護者宅を訪問し、児童とその両親に面会し、改めて謝罪をさせていただいたところであります。

次に、2点目の過去の体罰についてであります。今回の体罰発生前の6月25日、26日に同教諭が今回の体罰を受けた児童の授業中に指導してもうまくできない児童の前髪をつかんで引っ張る行為を行っております。

この件に関しましては、教頭が状況を聞き取り、行き過ぎた指導であることから、厳重に注意を行ったところであります。

次に、3点目の担任に対する対応についてありますが、体罰を起こした教諭につきましては、その児童の担任から外し、他の教諭に担任させる措置をとるとともに、体罰根絶に向けた決意を校内の全教職員で確認したところであります。

また、体罰を起こした教諭につきましては、現在は体調を崩し病気休暇中であり、処分につきましては、今後、北海道教育委員会において町教育委員会からの報告をもとに処分が下される予定となっております。

次に、第4点目の学校及び教育委員会としての今後の対応についてありますが、学校においては体罰発生效后、保護者説明会のほか、体罰根絶に向けた取り組みなど、法令順守の基本に立ち返り、これまで2回、服務を初めとする研修会を実施するとともに、校内情報交流委員会を設置するなど、校内体制を整えたところであります。

また、教育委員会といたしましては、体罰発生の翌日、臨時校長会を開催し、各学校長に対し再発防止に向けた取り組みの実施の指示を行い、8月末までに各学校から研修計画等の報告がなされたところであります。

いずれにいたしましても、体罰は絶対に許されない行為であり、地域に与えた影響や教育関係者全体への信頼を損なう結果になったことを真摯に受けとめ、再発防止と学校への信頼回復に努め、今後、二度とこのようなことが起こらないよう指導を徹底してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 介護保険制度についてお伺いいたします。

1件目の要支援の給付内容及び利用実績、町の負担等についてまずお伺いしました。給付総額が2,383万円で、町の負担が298万円ということの話であります。

ここで問題となるのは、今、国のほうでは予防給付についてはいわゆる上限の予算枠を介護の給付総額の約3%から4%に抑えるということで上富良野町においても設定されているのかなというふうに思います。

そうしますと、何が今後、問題になるのかということですが、現状では今後、高齢者の世帯が当然、ふえてきますから、それに対する予算をどう確保するかという問題、また同時に幾ばくかの予算をふやしたとしても、やはり高齢者がふえる中でやはりこの予算の確保という点では、非常に厳しくなるということは、これは明らかであります。

そういう意味で、今回の報酬の中では多少、ふえたとしても全体枠は、介護の全体枠はそうふやさないということですから、どこかにそのしわ寄せが来て、結局、自治体のやはり持ち出しだとか、単独の負担がふえるというケースは当然、起こり得ることだというふうに考えておりますが、この点は確認しておきたいと思いますが、そういうふうになる可能性、まだはっきりしていない段階で可能性だけということにはならないのかもしれませんが、あらかじめやはり想定されることはきちっと抑えて事故の対応も含めた対策が当然、練られるべきでありますから、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の将来におきます介護保険事業の要支援に対します対応についての御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、お答えさせていただきましたように、国の社会保障制度審議会、介護保険部会におきましての示されております考え方については、先ほどお話し上げたとおりでございます。

その中で、今後、この地域支援事業に移行されようとしております、現在、介護給付費の中で対応しておりますサービス、これにつきましてその部会等の議論のやり取りの一部を見てみますと、全国一律のサービスが提供されているということは非常に報告の書きぶりの中を見ますと、それが実態に即していないのではないかと、これは財源は介護保険事業の中で賄われるということは大枠としては変わらないのですが、その地域性を十分に出して、実態に合ったサービスを提供することのほうがいいであろうというようなことが示されております。

しかし、議員と意思を共有しているわけですが、その裏にはちょっとこういう言葉は適切ではないかもしれませんが、少しでも要支援の現在の介護保険の全体の中での負担割合を軽減したいのかなというような思いも見え隠れしているように私も感じておりますので、いずれにいたしましてもその辺の制度のつくられ方をしっかりと見きわめ、またそこから、そういったことから発生する財源ももちろん、財源確保も大事でありますけれども、そこから発生いたします十分な介護が行き渡らなくなるようなことがないように、上富良野町とし

てもしっかりとその辺は状況を見定めながら、抜け落ちることのないような仕組みにしなければならぬと考えておりますので、これから大いに研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 要支援については、今現在、12のサービスが受けられるという設定になっております。

ですから、そういう意味では私は一律のサービスの提供ができるという、そういうことを言っているわけで、それぞれ受ける側についてはそれぞれの人に依じて必要か必要でないか、選択しながら提供を受けるわけですから、そういったものがやはり根本的に地方自治体に全面的に移管になれば、やはりそれぞれの自治体の財力の力だとかによって変わってくるわけですから、やはりそこをきちっと見なければならぬというふうに思います。

確かに各自治体において独自のサービスという点でも横出しだとか、上乘せだとかいろいろありますから、そういった制度も大いに取り入れながら、しかし、やはり一定の基準のサービスがなくなってしまうということが、介護を受ける側にしたら、また提供する側にしても非常にやはりいろいろと課題も出てくるのだらうというふうに思います。

そういう意味では、私はこの一律のサービスがあるからこそ、やはり要支援者の方が安心して介護が受けられる、これが財政のあるなしによって受けられなくなるということは、本来の介護保険制度そのものの意味がなされなくなるという私の判断で今、町長の質問をしているわけで、この点はもう一度確認いたしますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、要支援者に対しますサービスの提供体制につきましては、私は仮に今、介護保険部会で示されておりますような考えが踏襲されるといたしましても、この上富良野町をという視点から見て、必要なサービスが受けられなくなったり、あるいは必要なサービスがなくなるということは、私はこれはそういう現象は招くべきでないと考えておりますし、また国としてもそういうような支障が来すようなことは、恐らく避けていただけるものと期待もしております、米沢議員と少し見方が違うかもしれませんが、やはり一律のサービスがよしと理解するのか、一律のサービスだから非常に硬直的だというふうに理解するのかということ、これは考え方によってそういうことに至るので、ど

ちらが云々ということは申し上げませんが、いずれにいたしましてもサービスがなくなったり、あるいはサービスが低下したりというようなことだけは何とかして避けるべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） これは絞り込みが始まるということなのです、こういう制度に移行することによって、従来の介護制度の介護度1を要支援1にというふうに分割して、そして1、2、3という形になっているわけですから、もう既にこういった介護保険制度の改正、改悪、僕たちは改悪と言っているのですが、時点から今、財源の確保、社会保障が伸びるから、やはりこういったものについて見直そうという、一環の中で行われている非常に危険な、やはりことに今、進もうと私は思っていますので、やはりそういったサービスの提供があってこそ、やはり安心して介護が受けられて、やはりそれが力の財力の地方自治体の力のあるなしによって、またこれは地方の単独の事業で独種性のあるサービスだということで、どんどん絞り込まれていくというのがやはり一番懸念されます。

そういう意味では、私はこういった一律のサービスの提供という介護制度そのものが自由に選択できる、環境を整えている、これが安心感を与えているわけですから、この枠がなくなってしまうということは、逆に不安が募るというふうに私は思いますので、もう一度その点、ちょっと明確にしていきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどと重複する部分があるかと思いますが、そのサービスの提供の仕方につきましては、私はある程度、全国一律の、要するに全国一律の仕組みとなっているという背景には、私の理解では多分、給付費を計算する上において、もうどこの地域であろうと同じような算定式を用いて多分、出されているものだというようなところから、やはりその地域の実態に応じた多少、自由度を持たせたサービスの提供がよかろうというようなことが部会の中での精神かなというふうに、私なりに理解しているところでありまして、いずれにいたしましても最終的に利用される方が利用しづらくなったり、あるいは支援者の切り下げになるような、そういうことを避けることが私どもの責務だと思っておりますので、またこれから制度の中身がわかってくるにつれまして、私どもでそういう制度矛盾を感じるようなところがあれば、必要な発言はし

てまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そういう今、決められている介護制度というのが、少なくとも必要最小限、やはり米沢なら米沢が受けようとしたときに、この人に対してこれは必要最小限必要ですということの、いわゆる審議の中で、過程の中で提供されているサービスですから、それが壊れてしまうという可能性が大にあるというふうに考えていますので、やはり要支援についても、必要最小限のサービスの環境を整えているというのが、この制度の中身ですから、それが根本的に変わるということは、町長おっしゃるようなあつてはならないし、また、国も自治体もそういう制度、充実するということこそ、私は本来の行政の役割だと考えておりますので、この点、もう一度きっちり町長自信もいろいろな角度から見ていただきたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの問題であります、これも遺族年金も含めた資産から、今後、所得にカウントしようということの話ですね。

そうしますと今現在、生活保護受給者や住民税非課税世帯とか、そういう方については、いわゆる軽減措置がとられて、いわゆる特別養護老人ホームに入所した場合、平均的に介護1、2当たりでは5万円だとか、5万2,000円だとか、そういうふうに低く抑えられているというのが実態なのです。

それはやはり、やはりあくまでも所得がどうなっているかということですから、今回の所得も含めて持っている資産に対して、全部その課税も含めて評価して、要するに口は悪いですけども取れるところから取ってしまうような制度が、この制度の中身になってきます。

そうしますと、やはり当然、従来、課税されていなかったのが課税されるというケースも生まれてくる可能性も出てきた場合、当然、それがどのぐらいの資産かわかりませんが、それを運用しようという話になってくるのだと思いますが、やはり払えないという方も当然、出てくるのだろうというふうに思いますが、そういう心配も当然、生まれてきますし、何よりも取れるものから取ってしまうという、もう非常に冷たい制度を今度つくろうという、恐ろしい内容だと私は思うのですが、その点は町長は今後、制度の見直しで期待されるものについては大いに、要するにそういうのもあつてはいいのではないかと答弁の内容かなと思うのですが、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の特養等の負担のあり方に対します考えのことにしてお答えさせていただきますが、議員が今、発言していただきましたが、私といたしましてはその何でもかんでも取れるところから取るのだという精神ではないと思います。

やはり、これだけ社会保障費が莫大に国民の生活を圧迫しているというような状況を直視しますと、やはり負担能力のある方については、相応の負担を求めていくということは、ある種、国民の中での公平感を保つということでは、一つの考え方であろうかというふうに理解をできるわけでございまして、何でもかんでも、それこそ布団の下まではがして、探してというようなことではなかろうかと思えますけれども、そこはやはり国民の世論もありますので、しっかりと構築されていくと思えますけれども、基本的にはやはり負担できる能力をお持ちの方がふさわしい負担をされていくということは、これは考え方としては理解できるものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 従来もそういう制度で成り立っているわけです。

特に、恐らくそういう制度成り立って、さらに生活保護もそうなのですけれども、30万円、10万円あったら、それは全部使いなさいというような、こういう形なのですけれども、身ぐるみをはがれるような思いだということで、切り下げで今、訴訟も起きていますけれども、そういう形でやはりどんどん在宅という形の執行を選択せざるを得なくなってくるという形になってくる部分があります。

今回の要介護度3以上ということになれば、1、2の方が現在、適用になっている方については、それはそれとして引き続きということですが、新たに入所したいと言っても3以上ということですから、当然、入所できなくなるというのが今回の制度の中身であります。

やはり、先ほども言いましたが、やはり1、2で入所されているという方は介護者の不在の方だとか、住居問題だとか、家庭環境の問題だとかいろいろあるわけですから、やはりそういうところに至ってはきっちりとやはり入所できるような環境をつくるということがやはり整わなければならない、やはりそういう役割が特別養護老人ホーム担っているのだというふうに思います。

確かに今、いろいろな老人向けの賃貸住宅だとかいろいろありますが、こういった部分についてもきっちりとやはり制度を生かせるような仕組み、こ

ういった人たちがやはり安心できるような環境が提供できるというのが現行の制度ですから、これがなくなればそういった環境にある人がどこで暮らさなければならぬのかということになりますよね、町長。

そうしますと、認知症だとか、いろいろな形で、やはり自宅で在宅ということでヘルパーさんに来てもらえればいいのではないかということになります。今なっているのです。だけれども、24時間体制では当然、誰か見守ってなければならないという方もいますでしょうし、そういう方のやはり居住環境が奪われてしまうということになると、非常に不幸な状況になると思います。

そういう意味では今回の制度の改正は、こういったものについてもやはり追い出しを図って在宅という表現の差し障りのいい言葉ですね、全部、変えていこうというのが私は中身だというふうに思いますが、そういうことがあってはならないと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護を必要とされる中重度者、要介護1、2の方々も含めて総じて申し上げますと、現在、中重度の方が我が町の特養につきましても入所されておりますが、今後、国において中重度者介護度3以上の方を入所するというような方針が今、示されておりますが、私といたしましては現実、当町の上富良野町の状況からお話しを申し上げますと、要介護度が低い方々につきましては、それぞれ多様な施設を利用されておまして、現在どういう介護が、在宅介護が非常に困難であるにもかかわらず入所ができないという実態は、当町には起きておりません。

とりわけ、ラベンダーハイツ、病院も含めまして、特養につきましては必要な方が入所されているという、まず上富良野の実態を申し上げておきますが、国レベルのことになりますと、やはり国といたしましても、私は国の代弁者ではありませんけれども、やはりさまざまな老人、あるいは高齢者、あるいは介護を必要とする方々に適用する施設型のものもいろいろなものが今、取りそろえられておりますので、そういったところで吸収できるのであるという想定が一方にはあって、中重度者にとこのような、特養は中重度者にとということになっているのではないかと思いますので、とりわけ上富良野町におきましては待機をされていて、非常に在宅介護で御苦労されている実態は聞いておりませんので、上富良野町におきましては、今の形を踏襲できるという

ふう理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 現在、そういう方がおられないだとかという問題ではなくて、私の言いたいのは社会保障制度ですから、介護保障制度ですから、やはりいついかなるとき、人ってどうなるかわかりませんよね、生活環境が変わって。そういうときに安心して受けれるサービスがなければ、やはりそういうものが提供できなければならぬ、やはりそういう制度という立場から言えば、町長がおっしゃると私が考えているのは、ちょっと町長はそれぐらいでいいのではないかとこの言のだけれども、私はそういうサービスがいつどうなるか、生活環境が変わって、そこにお世話にならないとも限らないわけですから、そのための社会制度であったり、給付制度であったりするわけですから、そういう環境をきちんと国がやはり提供できるような環境を持つという、この根本的なところをお話ししているわけで、うわべだけの話ではなくて、やはり町長はそう思いませんか。

いつも、公平な光は当たらないけれども、町長が言うようにサービスの今回のいろいろな紙おむつだとか、いろいろな給付の見直しがあるように、やはり少なくともそういう人たちがこの町で少なくとも安心して生活できる環境を提供するのだという思いで、今回の見直し案という形で、その給付の見直しだとか出てきているのだと思うのですが、そういうものも含めて私は本来こういう介護制度にしてもそういうものということなのですが、こら辺は町長、納得できませんからお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、社会保障制度そのもの、総論をここで論じるような思いはございませんが、やはり私のこの地法自治体を預かる者として、まず一番先に目を向けていかなければならないのは、たとえそれが議員の目からはうわべというふうに映ることであろうと、やはり上富良野の実態をしっかりとサポートしていくということがまず第一にあるべき姿だというふうに思っております。

そして、さらにその延長上には社会保障制度全体の中でどのような社会保障制度が構築されていくかということは、必要に応じて発信もしてまいりますし、主張もしてまいります。今、議論になっておりますこの特養の中重度者の対応につきましては、やはりそこそこで急に状況変化の中で、そこに頼ることが一番、必要であるという方が、そこにお世話になれないという状況だけは発生させてはなら

ないというふうに、そこは思いは共有できますが、恐らくこれから先は私はもう予想で申し上げるしかございませんが、国の多分思いとしては、中重度者を特養にというようなすみ分けをしても、そこへ至るまでの皆さん方を放置しておくというようなことが頭の中にあって組み立てるものではないというふうに理解しております。ぜひそうなることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ、いろいろな課題が少なくとも見えてきましたので、やはり自治体としても要望することについてはきっちりと要望して、改善を求めて現行をさらに充実するという方向で要望出させていただきたいというふうに考えています。

次に、除雪問題については、非常に非課税世帯だけという形になっておりますけれども、今回、見直しで所得制限に対しても一定の給付をするということが出てきているということを考えれば、非常にバランスの悪いもので、一方では所得がある方に対しても給付するだとか、その内容によって違うのだということになるのかもしれませんが、北海道は特に冬場、やはりお年寄りが一番やはり心配しているのは雪なげだとか、そういった部分なので、少しでもやはり安価で提供できるように、この点もう一度、廃止すべき、所得制限の廃止をすべきだと思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の除雪サービスに関します御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、村上議員からの御質問にありました福祉制度のサービスの充実のときにお答えさせていただいておりますが、この私は除雪サービスと前段申し上げました、そういった医療、あるいは身体的なハンディ、そういったものに対する手だてと除雪サービスのように民間の事業者でサービス提供が必要に応じてなされているものにつきましては、やはりこれは負担能力がおありの方については、そういうサービスを利用していただくことが、これは町民の公平感からいっても何も違和感のない仕組みであろうというふうに考えておりますので、さきに申し上げました介護だとか、医療だとか、そういったものとは切り分けて考える必要があるというふうなことで見直しを考えていないところでございますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

次に、障がい施設の仕事の確保なのですが、今、

障がい者の自立支援に基づいて、仕事を確保することが当然のように自治体にはなっております。

自治体においては、それぞれいわゆる公園の清掃を委託するだとか、いわゆる封筒の開閉の作業をするだとか、広報の部数の整理をするだとか、いろいろな形で取り組みがされております。

そういう意味では、もっと上富良野町においても530万の目標を先般ということで、近々、つい最近だと思うのですが立てたと思うのですが、それも非常に大事ですが、総合的にどうやはりそういう仕事を確保できるかというところを、やはり位置づけた障がい者支援という形の確保が必要になってきていると思いますが、この点、よりやはり問題を掘り起こしながら、環境を整える必要がまだまだ私はあると思いますが、この点お伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の障がい者就労支援に関します御質問にお答えさせていただきますが、最初の答弁の最後のほうで述べさせていただいておりますけれども、今後、町行政だけでなく、町民の皆さん方の日常生活の中でもサービスを提供していただく措置があれば、ぜひ求めようということで広報等を通じてというふうにお答えさせていただいたところでございますけれども、全く今、議員が御発言になったとおり、思いは全くその通りでございます、行政の内部においても今回は530万円ということでおかせていただいておりますけれども、さらに各課には掘り下げていろいろサービスを提供していただくような事案がないかということを示唆もしてありますので、これは本当にサービスを提供する側が長期的に安定して仕事をしていただけるようなことには応援してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひその点、進めていただきたいと思っております。

次に、体罰についてお伺いいたしますが、非常に残念なことです。確かに、保護者等の対応等についても速やかに対応されているかというふうに思います。

ただ、やはり先ほども言いましたが、これは戻すことを、元のように戻すことは当然できません。恐らく、子どもさんの保護者に対しても心のどこかの傷として残っているのかなというふうに思います。

やはり、過去にも当然、体罰があったということの報告でありまして、いろいろと周りのお母さん、お父さん方からの情報を聞きますと、6月ぐらいの

段階ではなくて、もう去年あたりから多少のいろいろな芽があったのではないかとこの話が出ております。きっちり確認したわけではないですから、根拠はない話になるかというふうに思いますが、しかし保護者の方たちはそういうふうに見ております。

そうしますと、やはりそういったものが小さいうちにやはり何でも摘んでおかなければ、今回みたいに大きなやはり問題として発生するということは当然、あり得ることだったというふうに思いますが、この点について学校教育現場について、そういった芽があったということがこれ以前にも、6月以前にもそういう話はされていなかったのかどうなのか、この点、まず確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

米沢議員、冒頭の御質問の中で前年度の体罰に対する、24年度の調査結果のアンケート調査の関係のお話をされておりましたけれども、結果として、そのアンケート調査については子どもと保護者から24年度において体罰があったかというアンケート調査を実施しましたけれども、その中で調査結果においてはそのようなことがなかったところでありました。

また、小さな芽は早いうちに摘むというような部分に対しましては、何事についてもそのような努力、あるいは学校としてのそういうチェック機能が必要だというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 今後の取り組みという形で、7項目にわたって報告もされております。

いずれにしても、そういったことをやはり教育委員会としても当然のように問題を整理しながら、やはり対処するということは絶対、もう必要になってきているのかなというふうに思います。

今後、そういうものも含めて十分にチェック体制、あるいは教職員同士の互いの指導方法のあり方を検討しながら、情報も検討しながらそういった未然に防ぐというような報告もされておりますが、起きたことを責めるという立場では僕はありませんけれども、ただやはりそういった教訓を生かして次に我々は何を子どもたちや地域に還元して、やはり教育という立場から地域に根差した教育力を高めるかということにも、当然、つながっていくわけですから、この点、もう一度、今後の対応も含めて教育長としての今回の課題、問題点というのはどういったものだったということを改めて、今後の対応についても改めてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回の体罰という案件については、当然、学校に対しての皆様への信頼を裏切る行為であります。このことは、二度も三度も当然、続けば学校の信頼は当然、失墜しますし、そんなところに子どもたちを預けておけないというのは当然のことです。

そのようなことがないように、体罰にかかわらず、いわゆるコンプライアンス、法令順守、このほかにも交通安全、公金の取り扱い、わいせつ、セクハラ等々、コンプライアンス事案がたくさんあるわけです。

これら信頼を損なうような行為がないように、指導の徹底もしていく考えでありますし、あわせて先ほどお話しいたしました研修計画の中では、これらの要素全て網羅した中で、それぞれの学校において指導を徹底していくというような考え方でおりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、9番岩崎治男君の発言を許します。

○9番（岩崎治男君） 私は、次の3項目について質問をいたします。

最初に、上富良野物産館（物産店）の設置について質問いたします。

近年、国内はもとより、海外からの観光客や農業研修生の入り込みが増加しております。上富良野産の特産品など、どこに行けば買えるのか尋ねられることがあります。町特有のお土産品など、展示販売する上富良野物産店を早急につくるべきと考えるが、町長の考えを伺います。

次に、2項目め、上富良野小学校の建設について、上富良野小学校の改築工事が着工され、皆さんの待望がかなうこととなったのであります。校舎解体、新校舎建設の進行状況はどのように進められているかお伺いいたします。

明年、平成26年7月には完成する予定ということですが、計画どおりの作業手順で進んでいるのかお伺いいたします。

次、3項目め、工事現場での騒音・消音対策は、上富良野小学校建設には地区住民はもろ手を挙げて賛同し、理解を示しているところであります。

しかし、地元住民に工事説明はなかったわけではございませんが、予想以上の工事音が外部、近隣の住宅まで聞こえており、騒音・消音対策をどのように考え、工事を進めているのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの物産館の設置に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、本町の特産品がどこに行けば手に入るのか、あるいは食べることができののかのお話しは、私もたびたび耳にするところでありますが、ここ数年、観光協会を初めとする関係機関の皆様のご御努力によりまして、地域情報の発信としてはインターネット媒体や観光パンフレット等の紙媒体、さらには観光シーズンに開設いたします町内3カ所、これは駅舎と深山峠、さらに見晴台の観光案内所での御案内など、発信内容の充実が図られてきているものと認識をしております。

また、農産物の直売所につきましても、既に取り組みの実態も見られ、特産品などを展示販売する物産館の建設につきましても、物産館は特産品の販売のみならず、地域情報を発信する場として大変、有効な施設であると認識しており、今後、観光振興計画の戦略プラン等の具体策の検討やその実践などを通じて、施設の整備に必要な環境が整い、さらには民間事業者や関係機関による機運の成熟度が高まってきた際には、十分な検討を加え、適切に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、町といたしましては今後も関係機関との連携を、より一層深め、情報発信力と誘客の向上に努めるとともに、四季折々の自然景観や農畜産物など、町の魅力を内外に効果的に発信し、観光振興を図ることにより、地域経済の振興発展に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2項目めの上富良野小学校建設に関する御質問にお答えいたします。

上富良野小学校の改築工事は、本年4月発注の1線校舎解体と仮設校舎建設を初めとして、7月からは建築主体工事、電気設備工事、地中熱設備及び空調設備工事、衛生設備工事の4工種区分により平成26年度中の竣工、引き渡しを目指して進められております。

校舎部分につきましては、先行して引き渡しを受けることとしていることから、来年の夏休み期間中に引越しを行い、2学期からは新校舎において授業を行う予定となっております。

現在、建築主体では基礎、型枠工事を、地中熱設備では全44本のボーリングのうち、現在、十五、六本目を掘削中でありまして、全体計画の約10%の進捗率となっております。

新校舎に引っ越した後、体育館を除く旧校舎は全て解体し、駐車場や通路、前庭などの外構工事を行い、平成27年までには全ての工事を完了する予定となっております。

多くの工種と工程を管理する工事管理は、専門技術員を要する設計事務所に委託し、計画工程に支障がないよう、町の工事監督員のもとで、月2回の関係者全体の定例会議を行うほか、随時、工種別打ち合わせが実施されているところでありまして、今後とも計画に基づいて工事が進むものと考えているところであります。

次に、3項目めの工事現場での騒音・消音に関する御質問にお答えさせていただきます。

上富良野小学校の改築工事は、仮設校舎による対応を最小限度に抑制し、現存校舎を使用しながら同一敷地内で建設工事を行う方法を採用しておりまして、周辺地域や学校授業に支障が出ないよう、騒音を抑制する工法を用いております。

また、遮音を兼ねた仮囲いにつきましても、高さを3メートルとして対策を講じております。特に、5月下旬から初めました1線校舎の解体に際しましては、大きな作業音が発生するため、防音シートで作業部分を囲み、外部に漏れる騒音を最小限度とするよう配慮しながら、実施したところであります。一定レベルの静穏施行が実施できているものと思っております。

しかし、先般、周辺住民から騒音が気にかかるとの声が寄せられたことから、周辺住民の皆様への聞き取りを行うと同時に、周辺居住地域で騒音調査をいたしましたところ、騒音基準は満たしておりましたが、継続的な機械の作動音が大変、耳障りに漏れ聞こえていることを確認したところであります。

発生源は、地中熱ヒートポンプシステムの工事によるもので、地下ボーリングにより発生しているものであったことから、今後も本年12月下旬まで掘削工事が続くため、早急な対策が必要と判断したところであります。

音源につきましては、掘削機械や周辺機器の動力と掘削先端部が固い地盤とこすれ合う音が機械全体を振動させて発生しているものであり、機械自体の消音は困難であるとの見解から、次善の策として外部への遮音方策を検討したところであります。

早急の対策といたしまして、音が漏れる可能性がある仮囲いの隙間を点検、改善するとともに、接合部の隙間が共鳴振動によって別の騒音発生源とならないよう、パッキンの埋め込みを行い、また仮囲い上部からの漏れを軽減するため、住宅に面した部分につきましては防音シートを1メートル継ぎ足し、遮音の高さを4メートルとしたところであります。

今後は、この遮音効果を確認、検証するとともに、さらなる改善の余地を探っていくほか、周辺住民の皆様への工事状況等の周知や状況の聞き取りを行い、工事見学会の開催も検討するなど、御理解と御協力のもとで施工してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 再質問については、昼からの会議にしたいと思います。

暫時昼食休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の岩崎治男君の再質問から再開いたします。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 先ほどの物産館の設置及び内容について再質問をさせていただきたいと思っております。

町長は、先ほどの答弁の中で観光協会を初めとする関係機関の観光パンフレット等、こういったものは観光シーズンに開設いたしている町内3カ所、申し上げますと駅舎の建物、それから深山峠、見晴台の観光案内など、発信内容の充実が図られているものと認識しているという答弁でございまして、これは私も認識しているところでございますけれども、物産館を建てるに当たりまして、その中身のことをちょっとお話ししますが、上富良野物産館の設置につきましては、ここ上富良野町役場の入り口、表玄関は町の顔であります。この場所に地区情報発信コーナーと称して、ガラス製のウィンドウがありまして、上富良野の特産品がずらりと並べあるわけであります。私は、役場の朝出勤、帰りなどはここを楽しみにしながら通っているところでございますけれども、ちなみにここにはどういうものがあるかという、「あなたとつくりたい上富良野物語」と書かれておりまして、ラベンダーオイルや香水、それから後藤純男画伯の十勝岳連邦をおもてにラベルに張った丸ごと上富良野ビール330ミリリットルなど、それからそのほかにラベンダーの香り袋、エッセンシャル、農産加工品では四釜さんのトマトと書いてある表のラベルです。それから新品種はゆたかの小麦粉であるとか、手延べ冷や麦などの逸品がずらりと展示されているわけでありまして、

また、上富良野の丘をあしらったホワイト牛乳の

アイスクリームには皆さんのところにお届けしますという注釈書もありますけれども、これらの上富良野町内で開発されたものが展示されているにもかかわらず、どこに行っても買いたらいいかという、もう一声がないわけでございまして、これは眺めるだけしか考えられませんので、これは指摘ではなくて改善したらいいなというふうに思っているところでございます。

こういったものも、この役場の表玄関に陳列するのも方法でございますので、これを買いためられるような物産館の建設が必要と思ひ、発言しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えいたしますが、役場の玄関のロビーといいますか、風除室のところに展示をさせていただいておりますショーケースが置いてあります。そこに、町の特産品等が展示させていただいておりますけれども、そこは販売をこういう促すためのような思いではなくて、こういったものが町内にありますよというような、そういうPRが主目的でございまして、議員お尋ねのようなどこに行けば求められるというような表示はしておりません。それらについては、必要であれば観光パンフレット等を皆さんの目に触れやすいようなところに置くとかというような工夫はできますでしょうが、これはどこのお店行って求めてくださいというような表示は、あの展示ショーケースの中ではちょっと難しいかなということで、他の方法をもってそういう商品喚起をすることは可能かと思ひます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 再々質問しますけれども、町長から答弁いただいたように、ここは販売するお店ではないということは重々承知しております。

これらを買いためられる、そういったPRの簡単な方法を今後、考えていただいて、よそから来た人もわかりやすいお買い物ができるような方策を考えていただきたいと思ひますし、この物産館については富良野沿線を見渡すときに、道の駅のある南富良野とか、美瑛とか、芦別については、もちろんこの物産館としての役目を果たしているわけでございます。うちの町はそういった今のところ道の駅といったような建物はございせんけれども、やはり国道沿いに自分の考えとしては今、言ったようなものを並べて、さらに軽四の販売とかというのを個人単位で今、1週間か10日に1回、農産物を販売するコーナーを設けているわけでございまして、そういったものとの連携したものができればいいなとい

うふうに思っているところでございますし、4月の町長と住民会長さんの懇談会の中でも、よそから来た人に上富良野の町民として、おもてなしの心を持って対応するべしというようなことで対話を持っているわけでございまして、これらのものをつくればおもてなしにも大きく貢献できるのではないかなというふうに思っているわけでございまして、そういったことで先ほど来、町長は観光振興計画の戦略プラン等とか、民間事業や関係機関における機運が深まった際には適切な判断をするということで、答弁されておりますが、この上富良野物産館は早期につくりまして、皆さんが楽しく情報交換しながら、上富良野の特産品をお土産としてお持ち帰れるような、そんな場所を早急につくっていただきたいということで、もう一度伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

物産館等の設置についてでございますけれども、私も冒頭の答弁で申し上げておりますように、物産館というようなものがあるということに対する意義は議員と思ひを共有するものでございます。

ただ、器があれば、あるいは物があればいいという、そういう単純なことで事は運ばないのかなと、申しますのはやはり、例えば大きな幹線道路の縁に所在します道の駅等、それらについては方々に今、設置がなされておまして、そういった方々の道の駅等の運営等についても非常に苦慮されていると、御苦労されているというような実態も私どもとしては耳にするところでございまして、とりわけこのこういう冬期間、非常に夏と冬のギャップが大きい地域においては、そういった施設を設置して、そして物販、あるいは食事の提供等も想定いたしますと、一度設置しますと、これはどういう状況になろうと、事業主体がどこになるかは別としても、非常にわりわいとしてそれを維持していくということは、やはり避けて通れませんので、そういったことを考えると、本当に行政も、さらには観光事業者も、さらに町民みんなが地域として必要であるし、支えていこうという、そういう機運がやはり成熟してこないと、器を用意して、ここを利用してくださいというわけには、議員もそんな単純なことでお尋ねしているのではないと思ひますけれども、いずれにいたしましてもそういう機運がやはり醸し出された上に、町民総意でそういうものをかまえていくということで、やはりその下地の基盤づくりがまずなされていかないことにはまずいいなというふうに思っております。そういう雰囲気醸し出していく努力は町として当然していかねばならないと考えてい

るところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 2項目めの校舎の建設についてということで再質問したいと思いますけれども、旧校舎の基礎コンクリートの取り除きも終了して、新しい基礎が造成中とのことであります。

それで、ちょっと技術的なことになりますけれども、安心・安全を確保するためにちょっとお尋ねしますが、旧校舎が取り壊されたわけですが、新しい校舎の基礎として予定されている杭の長さとか本数とか、そういうものがわかれば、これは耐震強度にも大いに関係してくるのでお伺いしたいと思いますし、またヒートポンプ、私どももあちこちの学校や去年は消防署ですか、見学をしながらヒートポンプについて勉強させていただいているところでございますけれども、これは新しい熱利用の設備としてこれから脚光を浴びるものとして期待するところでありまして、これらのヒートポンプはきょうの答弁書を見ると44本打つのだということでありまして、確認しますが、杭は44本でいいのか、それが十五、六本が今、打たれているということで、それらの水源の量とか、それからこの水の温度はどれぐらい今、確保されているのかということで、ちょっとお尋ねします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の上富良野小学校の建設に関します御質問にお答えさせていただきます。

校舎の工事の進捗状況については、冒頭、お答えさせていただきましたように、おおむね10%の進捗率でございます。現在、基礎工事の本体工事につきましては基礎工事がまさしく今、佳境に入っているところでございます。

一方、地中熱につきましては、44本のボーリングを予定しておりますが、今、15本、ないし16本目が行われているというふうに思っております。

お尋ねの杭の基礎杭の長さ、それらについては担当課長がおりますのでお答えさせていただきます。

それと、その地中熱のボーリングについては、水、あるいはお湯、そういったものを置きかえて掘るわけではございません、熱交換をする、そういう仕組みのものでございまして、それらについても一般的なお答えになるかと思っておりますが、担当課長のほうから少し御説明させていただきます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 9番岩崎議員からの御質問にお答えいたします。

まず、基礎杭の構造について御心配だということで、基礎的なことからもお話ししたいと思っていま

す。

今回、建設します上富良野小学校の構造体につきましては、3階建ての鉄筋コンクリート造になっておりまして、当然、基礎に対する安定性を保つために基礎杭を打ってございます。

基礎杭の本数につきましては合計で108本、その上に支える構造物の重量とか、基礎構造のはりの部分、要所によって太さが違うものを使っております。長さは全て15メートルで、岩盤の支持層に到達することが確認されております。長さは15メートルのものを使っております。

まず、3階部分の一番荷重のかかる部分につきましては、直径700ミリ、70センチのコンクリート杭を使っております、これが34本。続きまして、ほかの構造体のうち荷重が比較的少ない部分、これが600ミリ、直径60センチのコンクリート杭を70本打ってございます。

あとは、体育館との接する部分の廊下、ここは1階構造で荷重が少ないということで300ミリ、30センチの杭を4本打ってございます。以上の108本ということになっております。

続きまして、ヒートポンプの設備として、今現在、施工してございますボーリング、掘削作業に伴うものですが、最終的に運用時点では45本の掘削溝を熱交換に使用します。このうち、1本につきましては昨年、設計に際しまして試掘した穴1本を使いまして、ことし44本、新たに打ちます。運用時点では45本で運用することになっております。

穴の構造ですが、直径250ミリ、25センチの穴を掘削、100メートルの深度になりますけれども、掘削をいたしまして、町長が先ほど説明ありましたとおり、温水をくみ上げて使うというものではありません。その掘削溝に熱交換のパイプ、U字型のものを100メートルの中に納めまして、その中で冷たくなった熱媒体といいますけれども、不凍液を循環させて、地中で温めてヒートポンプシステムのほうに送り込むという、熱を採取する施設になってございます。

このパイプの中の試験、昨年、熱応答試験といいますけれども、どれだけ安定した熱、冷たいものを地面に送りますので、その冷たいもので地面が冷え切ったままにならないかどうか、ほかから熱が供給されて安定した熱源となるかどうかの試験を行ってございます。

昨年の試験では11度の冷媒熱交換溶液を送りまして、25度で回収する安定した熱源であることが確認されておりまして、これを使った熱源としてヒートポンプを運用するという形になってござい

す。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 大変、懇切に内容を御説明いただきましてありがとうございます。

この地中熱のヒートポンプシステムですけれども、これは大変、魅力のある施設ということで私たちが基調講演の中で伺ったわけでございまして、今後とも期待をしておりますので、また順次、その成果が上がったときは私たちにも報告願って、みんなで理解しながら、この小学校の校舎がよくなることを期待しております。

○議長（西村昭教君） 再質問、ございませんか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 三つ目の工事現場での騒音・消音の対策について再質問したいと思いますけれども、上富良野小学校校舎改築工事は、付近の住宅に住む方々にとっては騒音公害であるというようなことでございまして、今の答弁では大きな作業音が発生していかのように防音シートで作業部分を囲み、外部に漏れる騒音を最小限とする配慮をしながら実施したところであるといったところでございまして、私も現地を見まして、現地の監督さんとも少々表で話しをする機会がありましたけれども、一生懸命努力されているなどいふうには感じましたけれども、地元の地区の住民にとっては今までなかったような騒音が発生しているというようなことでございまして、防音シートなども鉄の鉄板の上に張ってあるのも確認しましたけれども、町のビルなんかの場合も、まだまだ大きな騒音が出るわけですが、あれが二重になっているですね、鉄板の内側にそういうものを吸収する二重構造の内側にもそういう求心力のあるものを張った材質のものを使っているから、外に漏れが少ないのだと、この鉄板だけだからやはりおおきなコンクリート壊しは終わったのだけれども、まだまだそのボーリングは12月まで打つだけでも、それが石なんかぶつかると極端にひどい音も出ますよと、そういう正直なお話も聞いてきました。

地元の方々のお話しも聞いていると、いつそれが来るかわからなくていると役場さんや監督さんとも話をしたのだと思いますけれども、時間帯をずらしてそういう音の出る工事を試みたのだけれども、やはり時間帯をずらしても仕事とか、通勤とかで、その時間を家を空ければいいのだけれども、できないので、余り時間のずらしが効果を出たというような答えにはなっていないのだということでございまして、今後ともこれからもうしばらく続くので、我慢していただくのが当然と私は思いますけれども、地

元の住民との対話を持って、もっともっと消音に対策に努力していただきたいと思います。考えありましたらお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の上小の工事にかかわります防音・消音につきましての御質問にお答えさせていただきます。

周辺の住民の皆さん方に非常に耳障りと申しましようか、気になる音が発生しておりまして、それらによって大変、御苦労かけているという実態はございます。

先ほどお答えさせていただきましたように、その発生源が何であるか、どこであるかというようなことも特定できておりまして、今、議員のほうからお話しがありましたように仮囲い、あるいは防音シート等だけでは解決吸収できないような部分につきましては、今、私も現場を承知しておりますけれども、発生減の機械そのものの周辺で対応を講じるとか、あらゆる選択肢を持ちまして、周辺の住民の皆さん方に苦痛感を与えないように、数値上のもので申し上げますとクリアはできておりますけれども、私はやはり体で感じる、感じ方が最大でありバロメーターであろうというふうに思っております、ましてやこれから夜、日が短くなってきている中で、夕べの団らんのひとときを不快な思いを与えるようなことはないように、あらゆる現場の工事関係者等、ともども事を軽減するような方法を講じてまいりたいと思いますし、それをして初めて工事ができるというふうを考えておりますので、とりわけ周辺の住民の皆さん方の実態をよくお聞きしながらこれからも工事を進めてまいりたいというふうを考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、10番中澤良隆君の発言を許します。

○10番（中澤良隆君） 私は、さきに通告いたしました2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めの介護保険制度の改正の取り組みについてお伺いします。

このほど国においては、社会保障改革のプログラム法案、いわゆる医療、介護、年金の制度見直しが閣議決定されました。現在は、閣議決定された段階であり、正式な法案になるにはまだ先のことでありますが、介護保険財政の状況等を考えると社会保障改革国民会議から報告された改正案の方向に向かうであろうことは明らかだと考えます。

私は、これらの改正の方向はますます市町村ごとの格差を生み、地方自治体の高い福祉力が求められ

ることになってくると考えます。多くの方が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた町で、住みなれた自宅で生活を続け、自分らしく生き続けることを望んでいます。

これらの思いに応えるためには、先を見通したいち早い対応と対策を講じるべきだと考えます。そのことが、町長が常々言われている住んでいたよかったと実感することができる福祉の充実した町に近づくことになると考えています。

そこで、介護保険制度の改正について町の取り組みに対する姿勢や対応策について質問をさせていただきます。

まず、改正点の1点目の要支援1、2と認定された方を保険給付の対象者から切り離し、市町村事業の地域包括推進事業に移行するとのことですが、介護の必要度の低い段階から社会全体で高齢者を支え、進行を防ぎ、自立を促すことが介護保険制度の目的の一つであったと受けとめておりましたが、もしこの方向に改正されるとしたら、私たちの町にも大きな影響があると考えます。

スピード感のある取り組みをお願いしたいと思います。そして、介護保険から切り離された際のサービス提供者として期待されているのは、NPOやボランティアであります。我が町のNPO法人、ボランティアの現状とNPO組織やボランティア活用の活性化が必要になると考えますが、町の取り組みについて伺います。

次に、2点目の特別養護老人ホームの入所要件が要介護度3以上の案となっていますが、ラベンダーハイツに現在、入所している方の要介護別人数と、また特別養護老人ホームへの入所を希望している方の人数、その介護度別内訳をお伺いいたします。

さらに、要介護度が3以上になることにより、ラベンダーハイツの運営にどのような影響があるのかをお伺いいたします。

次に、自己負担の率が一定以上の所得がある方については現在、一律1割負担から2割負担に引き上げられる改正案となっていますが、介護保険サービスを受けている方の所得階層をお伺いいたします。

今回、示されている改正案は、ますます施設福祉から在宅福祉重視へ移行することになると思います。住んでいてよかったと実感できる、福祉が充実した上富良野町にするための在宅福祉メニューやサービス提供の体制は十分かお伺いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

今、町においては健康な町を宣言するよう準備が進められてきていると承知をしています。全ての町民の方々が健康で心豊かに生きがいのある人生を過ごしていただくことは、私たちみんなの願いであ

り、上富良野町が名実共に健康の町にふさわしい町になることを強く望んでやみません。

また、つい先日、2020年夏季オリンピック、パラリンピックが東京で開催されることに決定しました。ともすれば、閉塞的な空気の漂う昨今の日本で多くの人々に勇気と力を与えてくれました。そして、それを機に社会全体が上昇機運で前進することを願ってやみません。

また、せっかくのチャンスであります。我が町もオリンピックというビッグイベントの機会を生かし、産業や観光振興など、知恵を結集した中で上富良野町発展のチャンスになるよう努めなければならないと考えます。

東京オリンピック、パラリンピック開催が決定した記念の年に我が町が健康の町宣言をすることになるとすれば、この宣言はより意義深く、意味のあるものになると思います。

質問に入りますが、私は健康の町宣言が単なる一過性のパフォーマンスであってはならないと考えます。ぜひ、宣言をする以上、行政と住民が一体となって共通の目標、健康の町宣言に取り組み、最大の成果を挙げるものになるよう心から願っております。

ここで順を追って町長に質問をいたします。

1点目、健康の町を宣言しようとするに至った経緯といつ、どんな方法で宣言しようと考えているのか、現時点でのお考えを伺います。

2点目、健康の捉え方にはいろいろあると思いますが、健康の町宣言の健康の定義についてお伺いいたします。

3点目、宣言することにより、どのような効果を期待しているか伺います。

4点目、みずからの健康はみずからが健康を確保するということが基本だと考えておりますが、住民と行政との役割分担をどのように考えているかお尋ねをいたします。

5点目、宣言を行う上で行政の横の連携が重要だと考えていますが、保健、福祉、医療、教育等を担当する部署との連携策をどのように進めているか伺います。

6点目、今まで町では昭和38年青少年健全育成都市宣言、同じ年に交通安全都市宣言、昭和52年には青色申告と諸税完納の町宣言、昭和62年暴力追放の町宣言と防犯の町宣言、平成4年には米と主要農産物需給確率の町宣言を行ってきています。

しかしながら、時を経ることにより、当時、町民と思いを共有した中で宣言してきたものが、それぞれの思いを忘れかけてきていることは事実ではないでしょうか。

これを機会に宣言当初の初心に戻り、現状に合った見直しを行い、その時々熱い思いで宣言をしたことを重く受けとめ、踏襲し、継続していくことが必要と思いますが、町長の受けとめをお聞きします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の介護保険制度の改正に向けた取り組みに関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

社会保障制度改革のプログラム法案骨子に示された内容等は、さきの議員にも御答弁させていただいたとおりであり、介護保険制度につきましては改正の実施時期が平成27年度を目途と示されております。

制度の具体的な見直し等につきましては、現在、国において議論がなされている最中ではありますが、社会保障制度改革国民会議の報告に沿った内容で、プログラム法案の骨子が示されておりますので、このような方向で体制が進められていくものと受けとめております。

そのようなことから、国が実施時期と示している平成27年度は第6期の介護保険事業計画のスタートの年となりますので、今後、具体化される改正内容を踏まえた計画策定が求められるものと考えているところであり、国の動向等を見きわめながら、いち早く準備を進めてまいりたいと考えております。

1点目の要支援1、2の市町村事業への移行についてであります。これまでのサービス内容の低下を来さないよう、地域支援事業や在宅福祉推進事業の充実とあわせて、地域全体で支え合う仕組みづくりが重要と考えており、そのようなことから議員御発言のとおり、NPOやボランティアの活用は重要な課題と受けとめております。

現在、本町には社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されているほか、高齢者福祉を主な活動としているNPO法人が1団体あり、それぞれ御尽力いただいているところであります。

また、社会福祉協議会では、社協の指定訪問介護サービスの契約を締結している利用者を対象に、日常生活に必要な家事支援等を行うまごころサービス事業を実施していると考えておりますので、このような事業が地域全体の事業となるよう社会福祉協議会とも議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のラベンダーハイツの入所状況等についてであります。入所に関しましては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

において、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならないと定められております。

本年9月1日現在における入所者は49名で、介護度別の人数は要介護2が2名、要介護3が16名、要介護4が12名、要介護5が19名であります。

また、特養入所待機者数は30名で、その内訳は他の施設に入所されている方が16名、病院入院者が9名、在宅で各種サービスを利用しながら、介護者の支援を受けておられる方が5名という状況になります。

介護度別では、要介護1が1名、要介護2が2名、要介護3が9名、要介護4が11名、要介護5が7名となっております。

このように、現状におきましてもほとんどが要介護3以上という状況にありますので、入所条件が要介護3以上となった場合であっても、ラベンダーハイツの運営上、特に大きな影響は想定をしていないところであります。

次に、3点目の高所得者の利用負担の引き上げ等についてであります。現在、国において議論されている引き上げ対象の基準からみますと、おおむね介護保険料の6階層の一部及び7階層以上と想定されます。

本町における7階層以上の方は86名であり、これらの方々のうちサービスを利用されている方は3名という状況になります。なお、所得階層別のサービス利用状況は、第1階層で19名、第2階層で174名、第3階層で76名、第4階層で126名、第5階層で38名、第6階層で6名、第7階層で1名、第8階層で2名となっております。

次に、2項目の在宅福祉の充実についてですが、住みなれた地域、住みなれた我が家での暮らしは誰もが望むものであり、在宅福祉サービスの充実は極めて重要な課題と受けとめております。

本町におきましては、24時間の訪問介護以外のサービスにつきましては、各事業所などの御協力をいただきながら、一定の供給体制が確保できている状況にあると認識しております。

また、平成3年度より先進的な取り組みとしてスタートした高齢者地域ケアモデル推進事業のサービスメニューが、現在の在宅福祉事業に受け継がれてきており、現在においても多くの高齢者を中心に御利用をいただいております。

今後は、市町村へ移行される予定となる事業のサービス内容とあわせて、これら在宅福祉事業などにつきましても、必要な見直しや充実を図っていか

なければならぬと考えております。

いずれにいたしましても、介護保険制度を含め、議論が進められております社会保障制度改革に多くの国民の理解が得られ、安定して持続可能なものとなるよう私も期待をしているところであり、必要に応じて地方の声を国にも届けてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の健康の町宣言に関する6点の御質問にお答えいたします。

町におきましては、健康かみふらの21計画の第2次計画が今年度からスタートしたところであり、今後、10年間、第1次計画から引き続き生活習慣病の1次予防に重点を置くとともに、重症化予防を重視した取り組みを進め、町民の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

まず、1点目についてであります。本町はこれまでも予防や保健指導に力を入れてきたことから、町民一人一人みずからが健康的な生活習慣に努めることの大切さについて、御理解をいただいているところであります。

この意識をさらに拡大、浸透させていくため、2次計画の初年度に当たる今年度におきまして、健康づくりに向けた学習や啓発活動を強化しながら、健康づくりに取り組んでいく町として宣言したいと考えております。

現時点では、12月定例議会におきまして議員の皆様とともに宣言させていただき、年明けには講演会等を含めた記念事業を実施し、町民の皆様と意思を共有してまいりたいと考えております。

次に、2点目の健康の捉え方についてであります。私が目指す健康の町とは健康上の問題で日常生活が制限されることなく、心も体も生き生きと生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸であり、そのことが医療や介護の財政基盤を安定させるのみならず、本質的な地域の活力につながっていくものと受けとめております。

次に、3点目、4点目、5点目につきましては、一括してお答えさせていただきます。

健康づくりは町民憲章、また自治基本条例の基本理念にうたわれたまちづくりの大きな基本であると理解しているところであり、宣言をすることにより、行政はもとより一人一人の町民の皆様がより高い意識の中で健康づくりの大切さを理解し、健康であることのありがたさや充実感を体感していただくことが、地域全体として大きな効果をもたらすものと期待しているところであります。

また、健康づくりという取り組みは単に保健部門のみの課題ではなく、行政のさまざま部門がその意識を持って主体的にかかわっていく取り組みであ

り、衣、食ともにそれぞれの分野で健康づくりに向けたかかわりのあり方を課題視するよう指示しているところであり、そういった意識の中でそれぞれの事業を展開してまいりたいと考えております。

さらに、議員御発言のとおり、みずからの健康はみずからつくることが基本でありますので、引き続き健診の重要性を啓発していくことはもちろんであります。健診データを読み取る力を高め、生活習慣の改善につなげていくよう、保健指導や栄養指導、運動指導などを通じ、町民の皆様様の健康増進への取り組みを支援していく環境整備も町の大きな役割と受けとめております。

最後に、6点目のこれまで町が行ってきた宣言等についてであります。本町ではこれまで、交通安全都市宣言や暴力追放の町宣言など、6件の宣言を行ってきておりますが、それぞれの時代の中で町民の皆様と意思を共有しながらなされてきた宣言であり、一定の成果を積み重ねながら、その思いは今も受け継がれている意義深いものと捉え、今後においても大切にしていきたいものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それでは、介護保険要支援1、2のところから質問をさせていただきます。

介護の必要度の低い段階から社会全体で高齢者を支え、進行を防ぐ、そして自立を促していくということは、介護保険制度のねらいであったと受けとめております。

私は、まさしく要支援1、2の方たちへの充実したサービスが進行を遅らせ、医療費、介護費用を抑えることとなると思っています。

そんな中で、この要支援1、2というのは、非常に重要なといいますか、大きな意味合いのあるそうではありますが、それを今、NPO法人、またボランティアで対応をサービス提供をしていくということでもあります。

我が町の第5期介護保険事業計画によりますと、1号認定者408名のうち、この要支援1、2は、1が28名、2が53名の81名となっています。そんな中で、この81名の方たちが除外されるということになると、大きな影響を受けるものだと思いますし、今、我が町にあるNPO法人、またボランティアでは対応は十分だとは余り思っておりませんが、町長の受けとめをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の要介護者の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

さきの米沢議員の御質問にもお答えさせていただいておりますが、国におきまして平成27年度を目途に要介護1、2の要支援1、2の分類につきましてそれぞれ地域にそのサービス提供を委ねようということでございますけれども、現在、町におきまして受け皿がしっかりとできているかというような部分から見ますと、非常に心許ないというのが実態かなというふうに思います。

とりわけ、ボランティアの方々によくを委ねるような構造、仕組みづくりということになりますと、非常にそういったところは十分ではないというふうに私も理解しております、そういう体制づくりがまずしっかりとできて、初めて地域へ委ねられるというふうに理解しておりますので、多分、私の思いから申し上げますと、上富良野町においてこういう状況だということは、特に特殊な状況ではなくて、こういう地方においてはそういったことがほぼ全国的に同じ環境ではないかというふうに思っております。

そういったところを国においてはこれからしっかりと詰めていくことになると思いますので、いろいろな段階で、また私どものほうから国に対して申し上げる機会があれば、地域実態というのは申し上げながらよりしっかりとした制度になるように期待しているところでございまして、議員御質問にありますような現在の要支援の皆様方を置き去りにすることは毛頭ございせんし、むしろ地域に合った個々の皆様に適合した、充実したサービスに改善していくことが目的だと思いますので、その辺は十分、意を用いてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） ありがとうございます。

今、ボランティア、それからNPO法人の関係で御答弁いただきましたが、NPO法人について具体的にお伺いしておきたいと思っております。

我が町の福祉NPOのたんぼぼであります、平成15年にNPO法人として設立されたと聞いております。宅老所の開設、また高齢者や障がい者等への家事支援、移送サービスなどの生活支援活動を行ってきているようであります。

この活動は、我が町において非常に貴重なものであって、介護保険の認定を受けた方々、それから介護認定を受けていない方、その隙間を埋める活動が特に続けてこられたということは、私は心から敬意を表したいと思っております。で、ありますから、このたんぼぼといいますか、NPO法人を町としてもっともっと支援し、運営や何かに手助けをしていくということが必要ではないかと、そんなふうにも

思っていますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

NPO法人についての御質問でございましたが、私も現在、たんぼぼの皆さん方が非常に勢力的に活動していただいております、本当に当町にとりまして大きな存在となっているところでございます。

これらの活動をしっかりと町が支えていくという、そういう環境整備は当然、町として大きな役割だというふうに思っておりますし、さらにこういった町の対応とNPO法人の活動が相まって、さらにその中身が拡大していくようなことにつながることに期待しております、そういうことに町が大いに応援していくことは、これから意を持っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） NPO法人とかボランティアとか、やはり町が、行政がある程度の力を注いでいくということが必要になると思っております。ぜひ、その方向でお願いをいたしたいと思っております。

また、ちょっと角度を変えますが、まずボランティアにつきましては、私は自発性を重んじて無償であるということが原則だと考えてきました。

しかし、今、この超高齢社会になって、ますますボランティアの重要性、NPOの重要性などが増してくることになると私は個々の志を求めるだけでなく、これからはやはり実費による弁償、そんなことも考えていかなければならないのではないかと、そんな時代がもう来ているのではないかなと思っております。

この有償の方向にというようなことで、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

ボランティア活動のあり方につきましては非常に重要でありますし、これから特にお年を召した方、高齢者の方々もこういった福祉活動の部分に参加をしていただけるような環境整備がぜひ大事であろうし、そういう意欲を持っておられる方もたくさんおられるというふうに思っております。

そういった方々の応援を、活動を背中を押す一環として今、議員から御発言がありましたように、有償ボランティアという仕組み、これについても私も

兼ねてから機会を捉えて申し上げておりますが、この有償ボランティアというものはこれから大いに研究していく部分だというふうに考えておまして、こういった方向に進むことは私も共感をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） ありがとうございます。

有償の方向について、ある程度、考えていきたいということの御答弁かと思えます。

そんな中で、最近、ちょっと話題から薄くなってきましたが、以前、地域通貨エコマネー、そういうことでボランティアをしたものを蓄積して、自分が受けるようになったら、それを使えるというような制度が一時はありました。

こういうことも一つかと思えますし、ぜひそのほかに有効な手当があるかどうかを研究なり、検討していただければと、そんなふうに思うところであります。

次に、御答弁の中にありましたまごころサービスの件について若干、お聞きしたいと思います。

このまごころサービスの事業内容と目的、そんなことを教えていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

お答えの内容が全て御理解いただけるようなところまでいくかわかりませんが、私の認識といたしましては訪問介護等にヘルパーさんが出向いた折りに、例えば少し電球をかえてほしいとか、あるいは神棚を少しきれいにしてほしいとか、そういうサービス、保険対象のサービスとなっていない、そういう本当に日常生活の一部をサポートする、そういうことをしていただいているというふうに理解しております。

私の理解、御説明で足りないところがありましたら、担当課長もおりますので御説明させていただきたいと思いますが、そういったようなサービスをまごころサービスとして提供させていただいているというふうに伺っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 大体まごころサービスの内容はよく理解をいたしました。

その中で、答弁の中で地域全体の事業となるようにしていきたい、先ほどの町長のお話しでは社会福祉協議会の指定訪問介護サービスの契約の締結している利用者とその神棚をと、ちょっとしたことをお手伝いする、それを地域全体の事業となるようにということで理解をするわけですが、この地域全体

とは指定訪問介護サービスの指定を受けたものを取っ払った中で、また新たにそういうようなまごころサービスのものをやっていきたいとお考えなのかどうかを確認したいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まごころサービス、名称はともかくといたしまして、私のイメージとしては現在は訪問介護にヘルパーさんが赴いた折りにということでサービスをしていただいておりますが、私たちが目指しているものは、そういうなりわいとして捉えるのではなくて、例えば隣の方が隣のおばあちゃん、おじいちゃんのところへ切れた電球の球をかえてもらいたいと、あるいは買い物に行くついでにおばあちゃん買い物に行くけれども、何か買ってきてほしいものはないかと、そういう隣近所から始まる、そういう地域全体でそういう手足になれるような、そういうサービスと言えれば何かちょっと四角四面に聞こえますけれども、そういう日常の中で支え合うという、そういうことで町民全体が地域の高齢者や御不自由を持っておられる方々を支え合う仕組みにつながっていけばというような思いで述べているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 要介護度3以上のほうに移りたいと思えます。

先ほどの御答弁でありましたが、要介護度3以下が2名ということで、もし厚労省が言うような改正の方向になってもさほど我が町のラベンダーハイツにおいては大きな影響を受けないのかなと、少し安心をしたところであります。

ただ、ここで確認をしたいのは、先ほど同僚議員もおっしゃっていましたが、一般的に介護者不在とか、介護困難、住居問題とか、特養への入所の大きな理由と言われております。

そんな中で、今度は要介護1、2の方たちが入所を希望しても制限が設けられるということになるのかと思えます。

そのときには、家族の状況とか、そういうものは今のところまだはっきりしていないといえ、はっきりしていませんが、その状況や何かは勘案されないということで、私は理解していたのですが、町長の理解の仕方はどのようなものかお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

国で示しております中重度者の皆さん方に対しま

す特養への入所基準ということでは、示されているような、そのまま直訳いたしますが、当町におきましての状況を先ほどお答えしたとおりでございます。

しかし、中重度に至らない方々につきまして、例えばそれぞれの御家庭の中における在宅介護が可能かどうかという、いろいろな非常にそれは難しいという実態もあろうかと思えます。

そういった方々と中重度の皆さん方のエンドレスの、そういう介護というものについては特養以外の施設をもってそういうことに対応できるような仕組みを現在も制度として定着しておりますので、エンドレスで、どうしても在宅でのお世話が大変だという御家庭については、そういう対応の方向が現在も整備されているというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） ありがとうございます。

この要介護度1、2の層には非常に大きな課題、問題になるのがやはり認知症の高齢者が多くいることではないかと考えています。

平成24年度の高齢者実態調査の数字では、認知症の方が451人いると、これは先ほど介護認定を受けている人が408人と、ちょっとタイムラグがあるわけですが、すごい大きな数字だと受けとめております。

その中で、要介護1の方が152名、要介護2の方が158名ということで、これは451の全体の約7割弱になるわけです。したときに、この人たちの本当に今、受け皿が確かにある程度はあるかもしれないですが、これが本当にわっと吹き出たときには、かなり大きな問題点、課題になってくると思うのです。

そのようなことで、町長の受けとめと今後の対応策や何かがあれば伺いをいたしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員、ただいま御指摘いただきました認知症の方が非常に高率に発現してきているという状況は私も承知しているところでございます。

多くの認知症と判定されておられる方々、重度の方につきましてはグループホーム等で暮らしておられる実態もありますが、やはり家庭の中で暮らしておられる方が今の段階ではまだ多いのかなと。

そういう中で、そういった方々、特に御家庭の方々は大変、心配要素を抱えながら暮らしておられると思えます。

町では、そういった大変、町の中でも不幸な結果

を招いたようなことはありまして安心ネットというのか、ネットワークの整備が現在、できておりますけれども、それで全て対応できるものではありませんので、そういった認知症のウエートが高まってきているということに対しまして、どういうことでそれらに対応していくことがいいのかということは、妙案は持ち合わせておりませんが、しかしそういう状況が多くなってきているということが実態でございますので、さらにそういったことに対する対応の仕方について研究させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 介護保険のほうにつきましては、先ほど来、質問をさせていただいておりますが、要支援1、2、要介護1、2というのが特に大きな課題だと思いますし、これらに対応するいろいろなサービスだとか、そういうものを充実していかなければならないと考えています。ぜひ、そういう取り組みをお願いをいたしたいと思えます。

次に、健康の町宣言であります。これにつきましては第2次の健康かみふらの21が今年度からスタートするというようなことから、健康づくりに取り組む町としてこれを宣言していきたいのだというようにお聞きいたしました。

私は、このような宣言に関しましては、町、行政と町民とが一体となって、同じ方向に向いていかなければならないと考えています。

しかし、今の段階では、町のほうが少し先行をしているような感じを持っております。そんな中で、この住民自身からの宣言についての盛り上がり、そんなこと、今がそういう住民の盛り上がりもあるし、行政から考えて、この宣言を行う時期だと、そういうふうに捉えているのか、伺いをいたしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の健康の町宣言に関します御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、町民の皆様方の健康に対する意識の向上、意識の高まりと町が健康の町をつくっていかうという思いが合致して、それが高まりとなって、そういう時期が宣言するにふさわしい時期ではないかというようなことかなと思えますけれども、とりわけこれまで議員から現在までのいろいろな宣言、町として宣言をしてきた足跡等についてお話しいただきましたけれども、それらのどれもやはり町がまずその宣言をして、それによって町民の皆さん方にその思いを浸透させていって、そしてそ

これから成果を生ませっていくというような足跡経過を今までもたどってきておりますし、私はやはり町が率先して健康の町、健康づくりをしましょうということを声高に議会の皆さん方とともに宣言することによって、そしてそれが住民の皆さん一人一人に浸透していく大きな力になるというふうに理解しております、ぜひこれは町が旗を振って推進をしていくべきことだというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 町が主体性を持ってやっていく、ただ、やはり健康というのは先ほどの質問のときもさせていただきましたが、やはり住民みずから健康づくりに取り組むということが、やはり基本だと思います。

そんな中で、先ほどの答弁では12月の定例町議会に宣言をしたいのだということでありますが、それまでの間、この町民の気持ち、意識を高めていただく、そんなことが必要だと思いますので、ぜひ、余り先に町が走らないで、住民も引き連れて宣言に向かっていただければと願うところであります。

次に、健康の捉え方です。健康寿命を延ばすということでもあります。最近、この健康寿命という言葉をやけに耳に入ってきます。昔は、平均寿命とかとって、健康寿命ということは余り語られなかったのですが、今、平均寿命、健康でいれる時間、そういうのが健康寿命だそうではありますが、これを長くするという事は、より意義のあることだと考えています。

2010年の我が国の健康寿命の平均が男性では70.42歳、女性73.62歳ということになります。私の受けとめとしては、大分前にも新聞に載っていましたが、男性で70.42歳、自分に置きかえるとあと二、三年で健康寿命でなくなってしまうのだなど、そんなふうにも捉えたところあります。できれば、この健康寿命をもっともっと高くしていくということが理想だと思いますし、やはり私どもの願いとしてはびんぴんころりんだと思っています。

それで、質問させていただきますが、もし我が町の健康寿命が何歳なのか把握されていれば教えてくださいたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥彦彦君） 10番中澤議員の御質問にお答えいたします。

議員御発言にありましたように、厚労省においては国の健康寿命男性で70.42歳、女性で73.62歳ということで発表されておりますけれども、こ

の数値の計算式はかなり捉え方が抽象的なものもあって、どの資料をどのように使ったらいいかということで難しい部分はあるのですけれども、とりあえず私どものほうで一定程度、国の計算式に当てはめたような形で介護保険の情報の要介護の2から5の認定者数のどの年齢でそういう認定に至るかというようなことを主な参考数値として計算した結果で、本町の男性の健康寿命で70.74歳、女性で75.03歳ということで試算値を出しているところであります。

国においては、この平均寿命と健康寿命との間の期間、言葉を言えば不健康な期間というふうな言い方をしたらいいのかもしれませんが、この期間を短くしようというのが主の取り組みでありますので、国の数値と比較すると男性では0.97歳、女性では2.37歳、上富良野のそういう不健康な期間が短いということで試算をしているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） ありがとうございます。

この数値を見ても、男性は頑張らなくていけないかなと、0.97歳、国と比べて、女性は2.37歳ということで、やはり男性のより健康寿命を延伸するというを目的にして保健事業や何かを進めていただきたいと願うところであります。

次の質問に移らせていただきますが、ある先進市町村では、町内会とか住民会等に健康づくり推進員というような方を置いて、先ほど町民の盛り上がりということにもつながるかと思いますが、やはり地域でもそんな推進をおいて、この健康づくりに寄与するというような取り組みがされているというふうに伺っております。

できれば、町でも健康宣言をする段階で町内会とか住民会や何かにもこういうことが働きかけ、育成策なども行っていったらどうなのかなというふうにと考えるとありますし、各住民会には同じとは言いませんが、スポーツ推進員という方たちもおります。

そんな方たちの併用とか、そういうことも考えながら、余り住民会とか、町内会にも負担をかけないような中で、より効果が上がるようなことを考えていただければと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民の皆さん方の健康意識をどのように高めていくかというような点についてでありますけれども、

今、思えば、私、脳裏から離れないのですが、現在、この上富良野特定健診率が非常に高いことになったのは、一朝一夕で成し遂げたものではないと、私の記憶するところでは、もう十数年も、もう20年近くになるのでしょうか、保健師の皆さん方が非常に御苦労されて推進する、特別推進員をする地域を定めて、これでもか、これでもかというような取り組みが功を奏して、今日の結果を町民の皆さん方にこれだけ広がりを見せるような礎をつくっていただいたということは、非常に脳裏に残っておりまして、さらにこの町民の健康意識を高めていく中では、どういう方法がということは今、即答できるような状況ではございませんけれども、やはり、またさらにステップアップするために特定の地域なり、特定のグループなり、特定の階層だとかというような方々に対して、今度は御質問に最初、お答えしておりますけれども、医療分野だけではなくて、スポーツもそうでしょうし、これからの私は非常に大きなキーワードになると思っておりますのは食だと思っておりますので、そういったことを広く、薄く、皆さん方に奨励していく前に、モデル的な地域なりを設定して、集中的に取り組むことも一つの方法ではないかなというふうに考えておりますで、どういう方法で進めるかということは、今、申し上げられませんが、そういうようなことも考慮しながら、さらにステップアップしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） そのような方向でぜひ考えていただければと思います。

また、行政の横のつながりのことにも触れていただきました、まず、食がキーワードである。

ただ、私が思うには、もし宣言をする、健康づくりが我が町の町長がこれから町政を預かる上でそこが核にしていくのだということであれば、もし行政組織の中でも健康推進課だとか、健康づくり課、そのような一体的な一元化したような組織をつくっていくということもぜひ考えていただければなと思うところですが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の組織、機構の中でそういうような特化した取り組みをできるような組織にということが、できるかどうかこれは今後、少し状況を見定めなければわかりませんが、いずれにいたしましてもそれぞれの分野が単独に取り組むのではなくて、全部、相関関係がありますので医療も、それからスポーツも、食も、そういったことがお互いに情報が共有できるよ

うな認識を強く持つようにということは、もう既に指示もしてありまして、今後の展開の中で、そういう組織上からも工夫が必要だと、改善が必要だというようなことになれば、それはもう取り組みをすることはやぶさかではございませんので、いずれにいたしましても向かう方向は定めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） ありがとうございます。

最後にしたいと思いますが、6件の宣言があったと、そしてそれなりに今も引き継がれているということでもあります。

ただ、健康という問題につきましては、やはり上富良野町が続く限り、そこに人が住む限り、やはり永遠のテーマであり、不易のものだというふうに考えています。人それぞれにとって大切な人生、誰もが一日一日を元気で悔いなく生きたいと思っております。

それで、せっかくの健康の町宣言でありますので、できれば前の6件とは違うような形でも結構だと思いますが、この健康づくりを宣言した日を記念の日とかという日に定めて、健康づくりの日というのを定めた中で、毎年、その日には思い出して、さらに町民、住民の方たちの健康をステップアップしていくと、そのような取り組みをされることが望ましいのではないかなと思っております。

そんな中で、健康づくりの日を記念日にするようなお考えはないか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

今まで六つの宣言をしてきて、今日に至っております上富良野町でございます。どの宣言一つをとっても、全て今日のまちづくりに今もしっかりと生かされているというふうに思っております。全てが非常に大事な宣言をしてきておりまして、その健康の日なるものを定めるかどうかについては、皆さん方からいろいろ御意見やお知恵をおかりしながら、今、そうしよう、あるいはそうしないという考えは持ち合わせておりませんので、これから12月を迎えるまでの間に、さまざまな御意見をいただきながら、判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

あす9月19日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時25分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成25年9月18日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岡 本 康 裕

署名議員 長 谷 川 徳 行

平成25年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成25年9月19日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 選任第 1 号 常任委員選任の件
第 3 選任第 2 号 議会運営委員選任の件
第 4 議案第 7 号 平成24年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金処分の件
第 5 議案第 8 号 平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件
第 6 議案第 9 号 平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第 7 議案第 1 号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
追加日程
第 1 議案第 1 8 号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）
第 8 議案第 2 号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 9 議案第 3 号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第10 議案第 4 号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第11 議案第 5 号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
第12 議案第 6 号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第13 議案第10号 上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例
第14 議案第11号 上富良野町税条例等の一部を改正する条例
第15 議案第12号 上富良野町子ども・子育て会議条例
第16 議案第13号 上富良野町立保育所条例を廃止する条例
第17 議案第14号 財産譲与の件
第18 議案第15号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更の件
第19 議案第16号 副町長の選任の件
第20 議案第17号 教育委員会委員の任命の件
第21 発議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議の件
第22 発議案第2号 議員派遣の件
第23 発議案第3号 町内行政調査実施に関する決議
第24 発議案第4号 議会報告会実施に関する決議
第25 発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見の件
第26 発議案第6号 消費税増税中止を求める意見の件
第27 発議案第7号 道州制導入に断固反対する意見の件
第28 閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（14名）

1 番	佐川典子君	2 番	小野忠君
3 番	村上和子君	4 番	米沢義英君
5 番	金子益三君	6 番	徳武良弘君
7 番	中村有秀君	8 番	谷忠君
9 番	岩崎治男君	10 番	中澤良隆君
11 番	今村辰義君	12 番	岡本康裕君
13 番	長谷川徳行君	14 番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	中瀬実君
会計管理者	菊池哲雄君	総務課長	田中利幸君
産業振興課長	松田宏二君	保健福祉課長	石田昭彦君

町民生活課長 北川和宏君
農業委員会事務局長 坂弥雅彦君
ラベンダーハイツ所長 大石輝男君

建設水道課長 北向一博君
教育振興課長 野崎孝信君
町立病院事務長 山川護君

○議会議務局出席職員

局長 藤田敏明君
主事 新井沙季君

次長 佐藤雅喜君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第16号副町長の選任の件並びに議案第17号教育委員会委員の任命の件につきましては、後ほど議案をお配りいたしますので御了承願います。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 佐 川 典 子 君

2番 小 野 忠 君

を指名いたします。

◎日程第2 常任委員選任の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長より指名いたします。

総務産建常任委員に、小野忠君、村上和子君、米沢義英君、徳武良弘君、谷忠君、岡本康裕君、西村昭教。

次に、厚生文教常任委員に、佐川典子君、金子益三君、中村有秀君、岩崎治男君、中澤良隆君、今村辰義君、長谷川徳行君を、それぞれ指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

◎日程第3 議会運営委員選任の件

○議長(西村昭教君) 日程第3 選任第2号議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に、米沢義英君、金子益三君、谷忠君、岩崎治男君、今村辰義君、岡本康裕君を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

◎日程第4 議案第7号

○議長(西村昭教君) 日程第4 議案第7号平成24年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金処分の件について、議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程されました議案第7号平成24年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件に関しまして、御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について議決をいただくものとなっております。

未処分利益剰余金及び処分の額については、後ほど上程の議案第9号に添付しております、平成24年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書、及び、同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

以下、議案の朗読をもって上程とさせていただきます。

議案第7号平成24年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金処分の件。

平成24年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金4,596万3,843円のうち、3,000万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上、御説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第8号

◎日程第6 議案第9号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第8号平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件、日程第6 議案第9号平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、企業会計決算認定の件。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川護君） ただいま上程されました議案第8号平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第8号平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

では、初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。

平成24年度上富良野町立病院事業報告書。

1、概要。

（1）総括事項。

概要を御説明申し上げます。

平成24年度は、診療報酬と介護報酬が、6年に一度、同時に改定されるダブル改定年の年でありましたが、地域の病院を取り巻く環境は、全国的な医師と看護師不足による診療体制の縮小など、一段と厳しい状況にあります。当院にとっても、このような厳しい医療情勢ではありますが、旭川医科大学から肝臓外来や血液腫瘍外来、内視鏡検査等の専門医の派遣を受け、診療体制の充実に取り組むとともに、

コンピュータ断層撮影装置の更新と画像保存通信システムの導入等により、信頼される病院づくりに努めてまいりました。

次に、患者利用者数の状況でございますが、一般病床の入院患者と介護療養型老人保健施設の入所者の合計は1万8,769人で、前年対比で271名の減となりました。外来患者数は3万556人で、前年対比で2,056人の減となり、入院患者と入所者、外来患者の合計は4万9,325人で、前年対比で2,327人の減となりました。

次に、収益的収支でございますが、病院事業収益は、入院患者の減により入院収益は減少しましたが、介護療養型老人保健施設の利用者がふえたことと、介護報酬の基本サービス費の単価が増額改定されたことにより、老人保健施設事業収益が増収となりました。病院事業費用は、出張医師の派遣の回数減と患者数の減少等により関連の費用が減少し、この結果、病院事業収益と病院事業費用の差し引き1,605万8,000円が当年度の純利益となりました。

次に、資本的収支の主な内容では、企業債の償還、コンピュータ断層撮影装置などの医療機器の整備と、奨学資金の貸し付けなどを行いました。

以上が、病院事業の決算概要でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願います。

平成24年度上富良野町病院事業決算報告書。

（1）収益的収入及び支出。

以下、決算額のみ申し上げます。

収入、第1款病院事業収益8億3,138万6,467円。

支出、第1款病院事業費用8億1,868万9,412円。

（2）資本的収入及び支出。

収入、第1款資本的収入7,809万974円。

支出、第1款資本的支出7,809万974円。

以下、3ページ以降の財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

以上で、説明といたします。御審議賜りまして、御認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） 続きまして、平成24年度水道事業会計決算報告書について、御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成24年度決算の概要を申し上げます。

7ページをお開き願います。

本事業は、町民が健康な生活を維持していくために必要とされる、安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、40年を経過いたしました。当年度の決算の状況については、収益的収支において、収入1億5,511万2,953円、支出1億2,278万6,876円であり、純利益3,232万6,077円で決算することができました。

なお、収益的収支につきましては、11ページ以降の費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので御承知ください。

次に、資本的収支では、収入1,310万円、支出9,433万8,520円で、不足する額8,123万8,520円については、減債積立金5,800万円、過年度分損益勘定留保資金2,187万379円、当年度分損益勘定留保資金136万8,141円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや、飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にはありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ収納など、収納方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願います。

平成24年度上富良野町水道事業会計決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

1、収益的収支及び支出。

収入、第1款水道事業収益1億6,246万1,814円。

支出、第1款水道事業費用1億2,867万4,306円。

2、資本的収入及び支出。

収入、第1款資本的収入1,310万円。

支出、第1款資本的支出9,433万8,520円。

さきに概況報告でもお示しいましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,123万8,520円については、減債積立金8,500万円、過年度分損益勘定留保資金2,187万379円、当年度分損益勘定留保資金136万8,141円で補填しております。

以下、各計算書、業務明細書等の説明につきましては、御高覧いただいているものとして、割愛させていただきます。

御審議賜りまして、御認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成24年度地方公営企業の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、平成25年6月21日から平成25年7月12日までの間で、実日数6日間審査し、同法第30条第1項の規定に基づき調製された各決算書等が関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかを照合し、予算執行の適否について審査しました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

審査意見について申し上げます。

病院事業会計決算は、医業収益の増加と医業費用の減少が見られましたが、医業損失の黒字化にはならず、医業外収益で補う形となっています。介護療養型老人保健施設については、安定した利用状況と収益が示されています。入院患者、外来患者の減少は、診療材料等の減少となってあらわれたほか、給食業務の委託料も減少しました。一方、消耗品費と燃料費が価格の高騰により増加しました。

本年度については、出張医師の宿直が減少したことから報酬と賃借料が減少し、これに伴い常勤医師の宿直がふえたため、手当は増加し、報酬と賃借料の減少が手当の増を大きく上回るなど、他の費用を抑えられており、費用縮減に努められていることがうかがえます。その一方で、常勤医師の負担増が懸念されますが、全体として経費の節減や体制のあり方の改善など、職員が一丸となって取り組んでいる結果があらわれているものと言えます。

町民の福祉向上と健康管理に寄与する医療機関としての安心・安全な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、住民医療サービスの向上と経営の改善に向け、一層の努力を望みます。

水道事業会計決算は、町内人口の減少や省エネ家電の普及、町民の節水機運や飲料水嗜好の多様化など、有収の給水量が減少してきていますが、計画的な起債の繰り上げ償還の実施による利子節減対策の取り組みなど、安定した経営と安全・安心な飲料水の供給に心がけていることがうかがえます。

今後とも、公営企業の健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、本町水道事業の特徴的利点とも言える湧水利用と自然流

下を最大限に生かし、低廉で安価で、かつ、安全な飲料水の供給に一層の努力を望みます。

なお、15ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、一般会計、特別会計決算認定の件。

会計管理者、菊池哲雄君。

○会計管理者（菊池哲雄君） ただいま上程いただきました議案第9号平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件について、概要を御説明いたします。

今回、決算認定を受けます平成24年度会計の当初予算編成時の財政状況を顧みますと、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい中、各種政策効果で景気は持ち直し傾向にありましたが、デフレの影響、雇用情勢の悪化など、不安定な経済環境にありました。こうした中、政府は財政健全化の取り組み、継続と歳出抑制方針を確認する一方、再生可能エネルギーの開発など、新成長戦略、人材育成、地域活性化、安心・安全な社会の実現の4分野に予算が重点配分されることとされてきました。

一方、地方財政については、財政運営戦略を基本に、中期財政フレームに基づき、地方財政への一定の配慮が継続され、実質的な地方交付税は昨年度の水準を下回らない同程度のものでした。東日本大震災の復興、復旧経費の影響もあり、要求総額は98兆円を超える過去最大のもので、経済情勢の推移など課題もあり、国の動向を注視した予算編成となりました。

当初予算は、平成22年度決算における財政健全化の各判断比率は健全段階にあります。収入の7割強を国や北海道への依存財源で占めている中、地方交付税は人口減少の影響も受け、大幅な減収が避けられない歳入財源の不足状況にありました。

一方、歳出面では、行財政改革の成果が反映されてきていますが、地域経済、雇用情勢の改善、少子高齢化対策、近年の大雨災害対策、公共施設の耐震化対策など、さまざまな地域課題の解決に向けた財政支出が求められる中で、第5次総合計画に掲げる五つの暮らしの具現化に向け、各課の自主性・自立性の確保、スクラップ・アンド・ビルドの促進などを目的に、各課自立型予算編成方式を継続し、政策調整枠予算を確保した予算編成を行いました。

一般会計歳入歳出の当初予算額は61億1,000万円、平成23年度と比べ6,100万円の増加となっております。全会計の当初予算は91億4,200万円となり、平成23年度とほぼ同額の予算

となりました。その後、歳入面は年末の政権交代後に経済成長戦略が進められ、地方財政は地域主権改革に沿った財源の充実や地域経済基盤強化、雇用等の対策等により、前年度と同額となりました。

歳出面は、学校等、公共施設の耐震化、集中豪雨による災害復旧などに対応する予算補正を行い、一般会計の最終予算額は73億1,424万4,000円、全会計の最終予算額は104億7,537万6,000円となりました。

全会計の決算は、収入済額が支出済額を上回り、全ての会計が黒字決算となっています。

一般会計の主な決算内容につきまして、御説明いたします。

収入済額は67億3,240万7,292円、前年度と比べ1億円を超える増加となりました。増加となった主なものは、町税で330万円、基金繰入金1億5,891万円、町債1億3,000万円、地方交付税3,625万円など、合計3億7,816万円です。

町税は、町民税等が合計3,835万円の増加となりましたが、固定資産税が3,399万円減少し、町税総額は微増となりました。減少したものは、国庫支出金1億231万円、道支出金1,673万円、国有施設等所在市町村助成交付金651万円、合計2億6,839万円です。

歳出総額は65億4,368万7,636円。前年と比べて3,000万円を超える増加となりました。

増加となった主なものは、地上デジタル放送難視聴対策費、緊急通報システム端末備品購入費、演習場周辺施設設置費、橋梁長寿命化修繕計画費、外灯整備費、上富良野小学校実施計画費及び用地取得費などです。積立金は、備荒資金超過納付ほか公共施設整備基金、地域福祉基金、農業振興基金が、昨年と比べ1億円の増加をしております。

減少となった主なものは、事業が完了した総務管理費、農業費、道路橋梁費、河川費、公共土木施設災害復旧費となっています。災害復旧費は、前年度と比べ1億7,000万円減少していますが、2億2,660万円となり、災害復旧には多額の費用を要しています。

それぞれ事業ごとの内容につきましては、各会計歳入歳出決算の歳入歳出事項別明細書の歳出の部及び各会計主要施策の成果報告書に記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

議案及び平成24年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係につきまして、御説明させていただきます。

議案第9号平成24年度上富良野町各会計歳入歳

出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成24年度各会計歳入歳出決算書の2ページをお開き願います。

平成24年度の各会計別収支総括表で、各会計全体の決算状況を御説明いたします。

この表の最下段、合計欄をごらんください。

予算額104億7,537万6,000円、調定額105億3,483万7,777円、収入済額98億9,183万762円、不納欠損額465万8,414円、収入未済額6億3,834万8,601円、支出済額96億2,413万1,317円、差引残額2億6,769万9,445円となりました。

調定に対する収入済額の割合、調定対比は93.90%、予算に対する収入済額の割合、予算対比は94.43%、予算に対する支出額の割合、支出予算対比は91.87%となりました。

次に、D欄、不納欠損額をごらんください。

一般会計は、個人町民税、固定資産税、軽自動車税で131万1,109円、国民健康保険特別会計は、一般分の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金で296万1,535円、公共下水道事業特別会計は下水道使用料で20万7,070円、介護保険特別会計は介護保険料で17万8,700円、これら4会計の滞納繰越分の欠損処分を行いました。

次に、E欄、収入未済額をごらんください。

一般会計6億435万4,541円、内容は、町民税、固定資産税、軽自動車税の合計2,087万5,311円、住宅使用料が304万8,230円、繰越明許費分が5億8,043万1,000円、国庫補助金と地方債の合計です。国民健康保険特別会計2,664万9,518円、一般分と退職分の保険料です。簡易水道事業特別会計、水道使用量11万6,631円です。公共下水道事業特別会計531万7,511円、受益者負担分負担金が20万9,380円、下水道使用料が510万8,131円です。介護保険特別会計は、介護保険料174万2,400円です。後期高齢者医療特別会計は、医療保険料16万8,000円です。ラベンダーハイツ事業特別会計に収入未済はありませんでした。

別冊、各会計主要施策の報告書及び各会計歳入歳

出決算書に係る附属調書の77ページに収入未納調書、78ページに欠損処分調書を載せてありますので、御高覧いただきたいと思います。

次に、G欄、差引残額をごらんください。

一般会計1億8,871万9,656円、翌年度へ繰り越すべき財源9,808万円を除いた9,063万9,656円が実質収支額となります。特別会計の差引残額は、全て実質収支額となっています。

この表に記載してあります一般会計及び公共下水道事業特別会計の丸括弧書き、各会計の真ん中の欄になりますけれども、平成23年度から24年度への繰越明許費です。

一般会計は、歳入が国庫支出金、繰越金、町債、歳出は総務費、土木費、教育費、災害復旧費で、差引残額は259万150円となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入が国庫支出金と町債、歳出は下水道事業費で、差引残額はありませ

ん。
平成23年度から平成24年度への繰越明許費の内訳は、一般会計の歳入が12ページから13ページ、歳出が18ページから19ページ、公共下水道事業特別会計の歳入が374ページから375ページ、歳出が378ページから379ページに掲載してございます。

続いて、一般会計の角括弧書き、一番下の段になりますけれども、平成24年度から平成25年度への繰越明許費で、それぞれ決算額の内数になります。繰り越すべき財源9,808万円、国庫支出金の地方債収入未済額5億8,043万1,000円の合計が、A欄の予算額6億7,851万1,000円で繰越額となります。

次に、財産関係について御説明いたします。

決算書395ページをごらん願います。

財産に関する調書で、平成24年度中における公有財産の移動について御説明いたします。

1、公有財産。

(1) 土地及び建物。

初めに、土地の移動を御説明いたします。

(ア) 行政財産。公共用財産の土地は、上富良野小学校用地購入による増と、緑町公営住宅用地、その他の施設用地、社協センターの用地でございませけれども、普通財産への移行による減で、差し引き3,311.17平方メートルの減となりました。

(イ) 普通財産の土地は、行政財産からの移行による増でございませ。泉町と旭町教員住宅用地をその他の施設用地に移行した増減、中町、西町、草分地区の町有地売却による減で、差し引き5,951.44平方メートルの増となりました。

次に、建物の移動を御説明いたします。

(ア) 行政財産、公共用財産の建物（非木造）は、緑町団地公営住宅解体による減、島津公園トイレ建設による増で、差し引き1,102.98平方メートルの減となりました。

(イ) 普通財産の建物（木造）は、教員住宅をその他の施設、所管がえしたことによるもので、増減はありません。

全体では、土地が2,640.27平方メートルの増、建物は1,102.98平方メートルの減となりました。

以上が、公有財産の土地及び建物の移動の内容です。

次に、396ページをごらん願います。

(2)の有価証券、(3)の出資による権利は、前年度と同額で、増減はありませんでした。

次に、397ページをごらん願います。

2、物品。

車両ですけれども、年度中の増減です。乗用車3台、軽自動車4台、マイクロバス1台の8台を購入し、乗用車3台、マイクロバス1台は下取り、軽自動車4台、大型トラック1台、重車両1台を売却いたしました。年度末には、前年度から2台減少し、現在75台の保有となりました。

3、債権。

上富良野高等学校卒業就学資金貸付金償還による年度中の減少です。3名の方が、6カ月分36万円を償還しています。年度末現在高72万円は、現在、償還者1名分で、平成27年度に償還が終了する予定となっております。

次に、398ページ、399ページをごらん願います。

4、基金でございます。

平成24年度末に一般会計及び特別会計、合わせて14の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。

399ページ、合計欄の額で年度中の増加額と取り崩し内容を御説明いたします。

下段部分は、平成24年度4月1日から平成25年3月31日まで、年度中の増加額です。4,208万304円となっております。同じく、取り崩し額は2億970万1,750円です。3月末の現在高21億5,628万4,987円となっております。

上段部分は、平成25年4月1日から平成25年5月31日の出納整理期間中の増加額です。増加額は1億6,126万3,812円、5月末現在高は23億1,754万8,799円です。

北海道備荒資金組合の基金の年度中の増加額は4,197万39円、取り崩し額は3,541万1,

000円、年度末積立現在額2億690万8,154円です。

以上が、財産に関する状況です。

これもちまして、平成24年度各会計歳入歳出決算認定の件に関する概要の御説明とさせていただきます。具体的な主要施策の成果及び決算に係る調書は、別冊、平成24年度各会計主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算に係る附属調書に取りまとめて掲載してございますので、審査の参考として御高覧いただきたいと思います。御審議賜り、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 審査に付された平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類並びに平成24年度各基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、町長から審査に付された平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、8月5日から8月27日までの実日数8日間、基金については8月27日1日間、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料との調査、照合、並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の成否をを確かめ、かつ、予算執行状況について審査を実施しました。

各会計歳入歳出決算は、ともに法令に準拠し、かつ、前会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確であり、予算執行状況についても、おおむね適正であると認められました。

また、平成24年度基金運用状況調書、基金現在高調書及び関係諸帳簿の計数は、各基金の支消額、積立金利息の額、年度末及び出納閉鎖後の現在額と符合して、適切に運用されていることが認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

町の財政規模は縮小し、町政執行は厳しい状況に置かれています。平成15年度の一般会計の歳入決算額が101億718万円だったものが、平成24年度では67億3,240万円にまで減少している中で、行財政改革による事務事業の見直しや経費削減を中心とした努力の結果、収支の均衡は保たれて

います。

自主財源の根幹をなす町税収入は、町民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税が増加し、固定資産税が減少しているが、前年度と比較して312万円増加しています。また、一般財源の主要である地方交付税は、地方特例交付金が前年度比1,917万円の減、率にしますと84%減となり、普通交付税分は31億1,582万円、1.2%増と微増にとどまっています。

各基金の出納閉鎖後の現在額は、総額23億1,754万8,799円であり、前年度同期に比べ4,843万7,938円、2.0%減少しています。また、財政指標は起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率で改善が見られますが、依然として厳しい数値が示されており、財政の硬直化は続いています。現在の公債費未償還額71億9,952万円を減らしつつ、収支均衡のとれた財政構造となるよう努力が求められます。

今後は、上富良野小学校の改築などに見られるように、公共施設の更新が迫られ、短期間で急速に整備された道路や橋梁、上下水道など、インフラの更新改修が必要となり、多くの費用を必要とすることから、効率的で健全な財政運営が強く求められています。また、地方主権が進められる中、町政執行に当たっては、地方自治体に課せられた責任は、より一段と重くなってきています。この責任を果たしていくために、制度改正や、国、道の施策の動向を見きわめながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努めていただきたいと存じます。

当町の全ての基金は、金融機関に対する預金によって管理されています。特に、各会計の資金調達のため、一時借入金によらず、基金からの繰りかえ運用を優先するなど、資金の一元管理を行い、資金運用、調達の効率化が図られています。なお、基金の保管のあり方については、決済用預金に17口、2億1,657万799円、定期預金に24口、21億97万8,000円であり、効果的に資金運用が図られていることが認められます。

なお、意見書に前年度比較、過去5年間経過及び各種データ等を記載しましたので、参考としていただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっています、議案第8号平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件、議案第9

号平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、十分な審議を要すると思われまので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の提案要旨につきまして、御説明申し上げます。

1点目は、本年度の普通交付税が既決予算額を2,992万4,000円を上回る額で確定したため、増額補正をお願いするものであります。また、普通交付税の確定にあわせまして、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行額が確定したことによりまして、それぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

2点目は、町税についてですが、課税客体の確定に伴い、個人町民税において1,700万円の増額補正をお願いするものであります。

3点目は、平成24年8月に交付されました子ども・子育て支援法に基づき、今後の子ども・子育て新システムへの移行を進めるに当たって必要となるニーズ調査費及び子ども・子育て会議の設置に要する費用を計上するものであります。

4点目は、本年4月より、北海道からの権限移譲により町の事務となりました未熟児医療事業につきまして、当初予算計上額を上回る給付額となることが見込まれますことから、増額補正をお願いするものであります。

5点目は、環境対策促進事業として平成23年度からの3カ年事業として取り組んでおります住宅リフォーム補助事業について、当初見込みを上回る申請件数となっておりますことから、増額補正をお願いするものであります。

6点目は、しろがね土地改良区の過年度受益者負担金について、今回、その精算を行うため、所要の経費を計上するものであります。

7点目は、道営事業として実施しております農地基盤整備事業について、今回、新たに島津第2地区が採択されましたことから、所要の経費を計上するとともに、あわせて、現在実施しております5地区の土地基盤整備事業につきまして、本年度実施分の事業量がふえますことから、必要な費用の増額補正をお願いするものであります。

8点目は、国の平成24年度補正予算に関連し、今後、町への交付が見込まれます地域の元気臨時交付金の充当予定事業として、町道改良舗装実施における測量、実施設計に要する費用について、所要額を計上するものであります。

9点目は、8月中に断続的に発生いたしました集中豪雨により、町内各所の河川、排水及び日の出公園において、小規模な災害が発生いたしましたことから、これらの復旧に伴います費用について、増額補正をお願いするものであります。なお、今回の災害復旧に伴います費用につきましては、補助災害事業または災害復旧事業債の対象とならない規模でありますことから、備荒資金組合超過納付金を取り崩し、その財源とすることで予算を計上したところであります。

以上申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源の調整を図った上で、さらに財源的に余剰となる部分につきましては、今後の不測の事態に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案につきまして、議決対象項目の部分について説明をさせていただきます。

議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度上富良野町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,358万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5億6,763万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称及び補正額

のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税1,700万円。

9款地方特例交付金59万8,000円。

10款地方交付税2,992万4,000円。

13款使用料及び手数料36万4,000円。

14款国庫支出金529万7,000円。

15款道支出金2,226万5,000円。

17款寄附金36万円。

18款繰入金7万円。

20款諸収入1,620万9,000円。

21款町債2,150万円。

歳入合計は、1億1,358万7,000円であり
ます。

2ページに移ります。

2、歳出。

1款議会費15万円。

2款総務費862万1,000円の減。

3款民生費776万7,000円。

4款衛生費1,055万5,000円。

6款農林業費4,431万円。

8款土木費2,994万1,000円。

9款教育費274万7,000円の減。

12款予備費3,223万2,000円。

歳入合計は、1億1,358万7,000円であり
ます。

3ページへ移ります。

次に、第2表の地方債の補正ですが、冒頭申し上げましたように、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業の新規採択に伴います地方債の追加及び道営土地基盤整備事業の増額に伴います地方債限度額を増額するものであります。

また、第1興農橋かけかえ事業につきましては、橋梁設計業務の一部に追加業務が生じますことから、予定しておりました地方債限度額を増額するものであります。

臨時財政対策債につきましては、発行額が確定したことに伴います限度額の変更をするものであります。

以上、議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か質問させていただき

ます。

8ページの町民税の、給与所得等がふえたということの内容であります。概要についてのみをお伺いしたいと思います。その内訳はどのようになっているのかという点と、もう一つは、いわゆる所得階層別では、上富良野町においては、今年度も予算の審議に当たって資料をいただきましたところ、200万円以下の世帯がふえているという状況も見受けられたのかなというふうに思いますが、傾向としては、現状では、そういう傾向は、どのような実数になっているのか、お伺いしておきたいと思えます。

それと、14ページの総務費のところの予約型乗合タクシーの運行ということで、アンケート調査を実施するというところでありますが、たしか、去年もされたのかなというふうに思っておりますが、記憶の間違いでありましたらお許しいただきたいと思えますが、通年またこういうことをするのであれば、恒常的な予算を組んで、その都度ではなくてやるべきのかなと思えますが、その点ちょっとはつきりしませんので、どういう意識調査をされるのかという点ですね。

それともう1点は、祝祭日は、この予約型乗合タクシーは運行されないという形になっております。他の自治体を見ましたら、それを補うように、バス券あるいは乗車券等を配付して、いろいろ工夫されているというのが実態として見受けられます。ただ、配車がふえる、やっぱり確保が大変だということで尻込みをするのではなくて、それにかわる対策という形の中で、やはりそういった住民の利便性を確保するという点でも、そういった対策も必要になってきている時期ではないかというふうに思いますが、この点どのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、18ページの子育て支援会議という形で、児童福祉費の予算の中に含まれております。地域の子育てされている人たちの意見をよりの確に、地元あるいは国等にも反映するという中身の新たな事業として起きてきたというふうに考えておりますが、その目的とは何かという点と、もう一度、それと、今後、ニーズ調査もされるという形になっておりますが、委託料という形で、今後、入札等があるのかと思えますが、どのような手順等を組まれるのか、お伺いしておきたいというふうに考えております。

次に、21ページ的环境衛生という形で、いわゆる住宅リフォームの補助制度が、今回3年目を迎えるという形で、近年にない駆け込み需要もあったというふうな話であります。この実数は現在どのぐらいになっているのかという点と、さらに、来年度

以降、どのようになされるのかという点をお伺いしておきたいと考えています。他の自治体では、いわゆる町内、町外の業者にも、一定傾斜配分をしながら、いわゆる町内外の業者も使う方もやっぱりおられますので、そういった枠をちょっと広げた形で、使い勝手のよいような政策というのが組まれておりますので、やはりこういった部分を見直して、地域にも使いやすような政策にもする必要があると思えますので、この点どのように考えているのか、お伺いしておきます。

次に、26ページの道路改良費のところ、西2条通りの改良舗装という形で、これは恐らく道道までの側溝の整備のかなというふうに思いますが、その点とあわせて、今後、これは何年かけて、全面的な路線が、まだ大雄寺さんのところまでという形で聞いておりますが、最終どのぐらいの完了という形に計画をお持ちなのか、この点お伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢議員の、町民税にかかわる御質問にお答えしたいと思います。町民税の今回の補正につきましては、1,700万円ということで、主に給与所得ということですが、給与所得のほうでは400万円程度ということで、質問にあります所得階層等の状況であります。給与所得に関しましては、7月1日現在の比較になりますけれども、昨年よりも全体で42名の減ということになっております。また、階層別に言いますと、700万円を超える方についてはプラス・マイナス・ゼロであります。200万円以下につきましては22名の増、それから、200万円から700万円の階層につきましては64名の減という状況になっております。

また、補正の中身であります。給与所得の400万円の補正につきましては、昨年当初予算と比較して、若干の伸びはあるであろうということを想定しまして、5%増ということで予算措置をしたところでございますが、昨年の実績と本年度の見込みで比較しますと……、失礼いたしました、逆に、その部分よりも、予定よりも伸びたということがありましたので、その分で補正をさせていただいたところであります。

なお、一番大きく伸びている部分につきましては農業所得でありまして、昨年の実績と同額を予算措置させていただきましたが、さらに実績比で40%ほど昨年を上回ったということで、850万円ということで、その他いろいろ合わせまして1,700万円の補正ということになっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢議員の、乗合タクシーにかかわりますアンケート費用の補正についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、乗合タクシーにつきましては、平成23年度、地区を限定いたしまして試行事業で実施をしたことでありますが、そのときにアンケート調査を実施して、24年度の全町の試行事業に向けた準備をさせていただいたところでもあります。この間、実際に乗っていただいた方の御意見等もいろいろ聞いてまいりましたが、登録者が約700人ほど、そしてまた稼働率も非常に上がっておりますので、ここに来て、まず一度しっかり利用者の声を吸い上げようということで、アンケート調査を計画したところでもあります。

議員御発言にあるように、本来であったら、当初に予算計上すべきではないかという御指摘、私もそういうふうに思います。大変反省をしております。ここで、25年度の、今、上半期を終わって、10月中にアンケート調査の実施をしたいなというふうに思っておりますが、議員御発言にありました、土日祝祭日の運行も含めて、利用者さんがどのような声があるのか、このアンケートで集約しながら、来年度そういう声が非常に多いことであれば、365日は無理かと思っておりますが、土日のどちらかの運行も視野に入れて、ぜひ検討もしてみたいというふうに思っています。

もう1点、路線バスに乗っている状況も、あわせて、この700人の方に聞きながら、また、路線バスは、今、職員が分担して、路線バスに実際に乗車して利用者さんの声も実は聞いているところでもありますので、関連して、それらを総合して、路線バスのあり方も含めて、今、このアンケートをもって方向性を定めていきたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の、子育て支援関係の予算等につきましての御質問にお答えいたします。

御承知のように、国におきましては、昨年、子育て支援法など関連3法を成立しまして、27年度の本格的なスタートに向けて、幼児期の学校教育、保育、また地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきたいということで、その準備を進めているところでもあります。

今回、上富良野町の子ども・子育て会議を設置したいということで、後ほど条例等も御提案させていただき予定となっておりますが、この会議につきましては、そういったそれぞれの子育ての事業等

を、地域での必要量等を把握するとともに、児童福祉に関しまして、総合的に町として推進していくその方向性等を御審議いただくために設置をしようとしているものでございます。

また、ニーズ調査の関係でございますけれども、こちらにつきましても、今現在、国のスケジュールによりますと、来年10月ごろをめどに、現行のエンゼルプラン、次世代育成のプランの更新計画に当たるようなものになると理解してございますけれども、子ども・子育て支援事業計画というものを策定していくことの予定となっておりますので、当面はこの策定に向けてのニーズ調査ということで予定をさせていただきます。基本的に、これまで、次世代計画等を策定の経験豊富な専門の業者等がございますので、そういう方たちと協議しながら、この秋には契約に向けて取り進めたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4番米沢議員の質問にお答えいたします。

住宅リフォームに関する御質問でございますが、実績ということで、ことしの実質件数につきましては、住宅リフォームについては25件、住宅設備機器については6件、延べ31件、29名の方からの申請、交付決定をさせていただいているところであります。

また、来年度以降についての予定でございますが、このことにつきましては、ことしを含めまして3年間の事業の検証をしまして、今後の検討としてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の、西2条通りの整備計画についての御質問にお答えいたします。

今年度の事業区間につきましては、道道留辺薬線までの区間ということで施行いたしますが、今回の補正につきましては、排水設備がより必要になるということで、その費用分を増額補正をさせていただきたいと思っております。

なお、来年度以降につきましては、駅前通りまでを終点として整備を予定してございますけれども、当初計画では来年度で終える考えでございましたが、排水施設、やはり今年度に準じて整備するためには、ちょっと若干の予算の増額が伴いますので、予算編成時の状況にはよりますけれども、もしかしたら、26、27年の2カ年、あと2カ年の事業とし

て実施される可能性もあるということで、お含みおきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 14ページ、15ページにかかります総務の企画費の超高速ブロードバンド環境整備事業費の補正、当初計画の2,900万円から約55%ぐらいの金額になって、1,325万5,000円削減になって、これは委託料ということで、多分、実質かかった分がいいと思うのですが、これに伴って、いわゆる市街地エリアではなく、外れた無線地区の部分の、実際に超高速ブロードバンド網を使われる方の悉皆調査的な部分というのは今後行うのか、それとも、これとは全然別事業で行うのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 5番金子議員の、ブロードバンドに関します御質問にお答えを申し上げます。

この調査費ですが、伝搬調査と実施設計をあわせて、いわゆる郡部地区の利用意向のアンケート調査の委託費を含めて、今、ちょうどアンケート調査を回収している最中でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 19ページの関連で質問をしたいのですが、生活支援恒久対策事業概要ということで、先般の全員協議会の資料5で説明を受けたところですが、この中で、7事業を進めるといことで、最終的には、きのうの質問等でいけば、政策調整会議等を含めて、また十分検討していきたいということですが、この中の3番目の特定疾患の通院の費用の証明費用ということで、これが、金額的には増額事業費の見込みは2万円なのですが、事業開始予定が25年10月1日ということになっています。したがって、既決の予算の中で、金額が少ないから大丈夫だろうとは思いますが、一つは、これは、この部分だけ先行で実施をするのかというようなことを、まずお聞きをしたいと思いますが。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 7番中村議員の御質問にお答えいたします。

先般、協議資料でお示しました生活支援の関連

の7事業のうちの特定疾患の関係の事業でございますけれども、7事業いずれも、今、事務レベルで検討している内容ということで、当初、私たちのほうも、特定疾患に関する通院証明料の部分については、一定程度、調査の段階で、限られた病院でありますし、対象となる方も極めてごく少数ということでありましたので、現状の既決予算の中で十分対応可能だろうということで、この秋から実施したいという考え方を事務レベルでは考えております。

スタートにおきましても、年間3回で、3期ごとに申請をしていただきますので、次期更新の時期が11月以降になりますので、その段階までに、事務レベルの考え方としては、規則等の改正等ができればという思いで考え方をまとめて御提示させていただいたところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

町長より議題18号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案第18号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第18

号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま追加上程いただきました、議案第18号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の提案要旨につきまし

て御説明申し上げます。

8月の断続的な集中豪雨に伴います災害復旧に要する補正予算につきましては、先ほどの一般会計補正予算（第5号）において議決いただいたところでございますが、予算調整後の9月15日から16日にかけて発生いたしました集中豪雨により、河川、道路及び排水路の約82カ所におきまして災害が発生したところであります。本件は、それらの災害復旧を早期に着手する必要がありますことから、現時点において把握している災害復旧費3,880万円のうち、特に小規模な道路復旧にかかわります費用の240万円につきましては、道路管理業務委託費で対応することとして、不足する3,640万円について、議案を追加して増額補正をお願いするものであります。

なお、今回の災害復旧に伴います費用につきましては、単独災害復旧事業債を充当することで対応し、起債の対象とならない部分につきましては、備荒資金組合超過納付金を取り崩し、その財源とするので補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案につきまして、議決対象項目の部分につきまして説明をさせていただきます。

議案第18号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）。

平成25年度上富良野町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億403万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

20款諸収入370万円。

21款町債3,270万円。

歳入合計は、3,640万円であります。

2、歳出。

13款災害復旧費3,640万円。

歳出合計は、3,640万円であります。

次に、第2表の地方債の補正ですが、さきに説明

いたしました災害復旧にかかわります地方債3,270万円を追加するものであります。

以上、議案第18号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今回の被害に対しまして、復旧事業債を利用して直すのですけれども、前回に被害に遭いましたところが、また同じようなところが傷んでいるところも見受けられます。それで、今回、この復旧工事は、簡単に修理するというのことにしないで、減災を考えた、しっかりそこを直していただきたいと思っておりますけれども、その直し方、修理の仕方、復旧の仕方を、これは委託することになると思うのですけれども、よろしく願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

この災害復旧につきましては、さきの第6号で補正いただきますけれども、この災害の性格として、同じ場所で繰り返されるという傾向がございます。極力、減災対策、恒久的対策につながるように、復旧工事を行うよう心がけてはおりますけれども、どうしても排水路とか側溝につきましては、地形や道路構造、それから周辺の構造に伴いまして、抜本的な改築手法がない、そのような場所につきましては、毎回雨が降るたびに周辺からの土砂が流れて埋設させてしまうというところにつきましては、やむを得ず、繰り返しの被災を受けるということになっております。

今回の、特に多いのが、委託費に現行の予算で実施いたしますけれども、道路部分の240万円、道路維持管理の部分につきましては、これがほとんど土砂の埋設部分の掘り上げ、金額が5万円、10万円以下の安い復旧費が数多く積み重なったというような結果によるものでございます。そのほかに、補正の道路部分として39カ所ありますけれども、この部分につきましても、抜本対策できる部分については、極力そのような繰り返し災害にならないように配慮はして設計させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

13番長谷川德行君。

○13番（長谷川徳行君） 今の関連なのですから、自然災害だから手だてがないという話にはならないと思うのですよ。やはり、同じことを繰り返さないように、恒久的な改修は絶対必要だと思うのです、年次的にでもね。その辺、どのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 13番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

もちろん、基本的に大きな部分、例えば、平成23年度に起きました9月2日、3日、大変な災害を招きました本町地区の排水路、それから富原の排水路、それから旭日川などの、河川、水路に関係します防災、恒久的対策につきましては、現在、農業事案として、道営のもとで施工される予定となっております。中には、そのように恒久対策ができる部分もありますけれども、例えば、道路に沿った側溝、これは、地形を変えない限り流れてくるというような部分がどうしてもありまして、そこら辺につきましては、もっと長期的、それから、農家さんでつくられている作物のつくり方なども含めて、総合的な減災対策が必要な部分もございます。施設側だけで対応できないという部分がありますので、その辺、今後の課題として産業振興課、それから農協も含めて、それから中山間地域の地域協議会、それから土地水協議会など、いろいろな対策を講じる手だてもございますので、そこら辺と協調しながら減災対策に臨んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 以前の例として、江花の物井さんですか、あそこで、いつも災害がありました。それは、今、課長が言ったように、ちゃんと直っていますよね。だから、やればできるということですので、災害を繰り返さないため、同じお金を使わないためにも、ぜひ恒久的な改修をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

暫時休憩といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、前期高齢者交付金の確定に伴い、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護給付費納付金の額が確定したこと、国民健康保険運営協議会委員の改正に伴う公務災害負担金について、所要の補正をするものであります。

また、収支差額については、予備費に充当し、今後の対応に備えようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,117万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款前期高齢者交付金33万2,000円の減。
歳入合計は、33万2,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費5,000円。

3款後期高齢者支援金等64万5,000円の減。

4款前期高齢者納付金等6万6,000円。

5款介護納付金32万8,000円の減。

11款予備費57万円。

歳出合計は、33万2,000円の減であります。

以上で、議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成25年度の後期高齢者医療保険料の賦課確定に伴い、歳入においては後期高齢者医療保険料、歳出においては広域連合納付金をそれぞれ増額補正するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましても、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましても省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,378万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましても、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料691万4,000円。

歳入合計は、691万4,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金691万4,000円。

歳出合計は、691万4,000円であります。

以上で、議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましても、

提案の要旨を御説明申し上げます。

平成24年度の給付に係る国及び北海道並びに支払基金交付金の概算払いに対する精算額が確定しましたことから、歳入においては、介護給付費道費負担分の追加交付として所要額を計上するものであります。

また、歳出においては、介護給付費の国及び支払基金の負担分並びに地域支援事業交付金分の返還金として、それぞれ所要額を計上し、その財源の一部を予備費から充当しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,731万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款道支出金373万4,000円。

歳入合計は、373万4,000円であります。

2、歳出。

6款諸支出金507万6,000円。

7款予備費134万2,000円の減。

歳出合計は、373万4,000円であります。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第5号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました、議案第5号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、北海道が行う農村農業整備事業に伴い、東中簡易水道の配水管に支障となる部分があるため、北海道の100%の工事補償金を財源として移設工事に必要な費用を補正する内容となっております。

以下、議案の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,536万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

4款諸収入62万7,000円。

歳入合計62万7,000円。

2、歳出。

1款衛生費62万7,000円。

歳出合計62万7,000円。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長(西村昭教君) 日程第12 議案第6号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いただきました、議案第6号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入におきましては、1点目として、受益者負担金の精査による増、2点目といたしまして、一般管理費の減に伴いまして一般会計繰入金の減、3点目といたしまして、事業費の精査に伴う下水道事業債の減となっております。

歳出におきましては、1点目として、消費税の確定に伴う一般管理費の減、2点目として、公設ますの新設及び補修工事の増、3点目として浄化センター、消防設備の更新に伴う増、4点目として浄化センターの長寿命化工事に伴う金属廃材処分収入分の交付金返還金の計上となっており、あわせて歳入の補正に伴う特定財源の組み替えを行うものとなっております。

以下、議案の朗読をもって上程説明とさせていただきます。

議案第6号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成25年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,047万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金7万1,000円。

4 款繰入金196万9,000円の減。

7 款町債290万円。

歳入合計100万2,000円。

2、歳出。

1 款下水道事業費100万2,000円。

歳出合計100万2,000円。

2 ページへ参ります。

第2表、地方債補正。

内容につきましては、公共下水道事業に伴う一般分として300万円を追加し、3,460万円とするもの。さらに、資本費平準化分10万円を減じ、7,610万円とする内容となっております。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長(西村昭教君) 日程第13 議案第10号上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田中利幸君) ただいま上程いただきました、議案第10号上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項におきましては、議会の議決権限について規定されておりまして、同項に定める15項目の議決案件以外の重要案件につきましては、普通地方公共団体は、条例で議会の議決すべき事件を定めることができると、同条第2項に規定しているところであります。

本件は、総合計画の基本構想の策定、変更、または廃止に関する事、定住自立圏形成協定の締結、変更、または廃止に関する事について、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として本条例を制定するものであります。

まず、1点目の総合計画の基本構想に関しましては、地方分権改革での義務づけ廃止の一環として、平成23年度地方自治法の一部改正により総合計画の策定義務が廃止され、議会の議決事件の対象外とされたところであります。しかしながら、本町におきましては、自治基本条例において総合計画の策定義務をみずから課していることから、これまでと同様に議会の議決を求めるものであります。

次に、2点目の定住自立圏形成協定に関しましては、国が重要施策として進めております定住自立圏構想について、平成25年4月1日付での対象中心市の該当要件が緩和されたことにより、富良野市が中心市の対象となることを受け、去る9月4日に、富良野市において中心市宣言がなされたところであります。今後は、中心市と周辺町村の1対1による定住自立圏形成協定に向けた協議がスタートすることとなりますが、その協定の締結に関しましては、町の重要案件として議会の議決を求めるものであります。

以上の内容を要素といたしまして、上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定をお願いするものであります。

それでは、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第10号上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例。

目的。

第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、上富良野町議会（以下「議会」という）の議決すべき事件について定めるものとする。

議会の議決すべき事件。

第2条、議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

1号、上富良野町自治基本条例（平成20年上富良野町条例第28号）第17条第1項の総合計画に係るまちづくりの基本構想の策定、変更、または廃止に関する事。

2号、定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告すること。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第10号上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例の説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 23年の自治法の改正によって、この1番のところですね、町でつくっている総合計画、あるいはまちづくり構想、これらが、上富良野町は総合計画をしておりますので、これを変更なり、この定住自立圏形成の協定を締結することによって、変更なり廃止してもいいと、こういうことを、そのところをちょっと確認させていただきたい。前から、この各町村で計画している総合計画や構想は、今回、この定住自立圏形成協定を締結することによって、そういったものの兼ね合いはどうなのかということは何回も質問させてもらったのですけれども、ちょっとはつきりしなかったものですから、そういったところはどうなるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 3番村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、総合計画につきましては、冒頭、御説明申し上げましたように、地方自治法の改正に基づきまして、議決案件から対象外となったところであります。ただ、総合計画の基本構想部分でございますが、ここにつきましては、10カ年の町の姿をみんなて共有をすると、あるいは、この行政運営についての10カ年の道しるべをしっかりと定めるものでありますので、これまでと同様に、議会の議決を求めることで条例を上程した内容であります。

また一方、定住自立圏に関する協定ですが、総合計画では、五つの暮らしづくりを想定したまちづくりを実施しようということでもありますので、定住自立圏形成が、仮に協定を結んだとしても、総合計画に大きくそごが発生するような内容ではないというふうに考えてございます。定住自立圏形成協定を結ぶか結ばないかについては、今後、これから協議を進めながら、また時期を見て、議会にも御相談をかけたというふうに考えています。

いずれにいたしましても、定住自立圏構想と総合計画について、そごが発生するようなことがあるよ

うなものではないということを御理解いただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） この間の議員協議会等においても何点か質問をさせていただきましたが、今回上程された中身は、協定を結んだ後に、それを議決するという内容のものでありますが、これとあわせて、今後、10月等においては、協定を富良野市と構想を協議するというような内容になってきているかというふうに思ひますが、今後のスケジュールはどのようになるのかという点ですね。

もう一つは、一番懸念されるのは、やはり地方分権といいながらも、圏域が合併されるのではないかなという不安が当然あります。そういうものも含めて、条文等を、今いただいた限りにおいては、そういったものは見え隠れはしますが、地域の住民の利便性等も考慮しながら、地域の住民の暮らしを底上げしていこうという内容になっているかというふうに思ひますが、現時点では、合併構想につながるような、そういった自立圏構想というのはないというふうに判断しておりますが、その点はどのようにお考えなのか。

もう1点は、今後、これが協定するかどうかは別としても、やはり住民に少しでも心地よい暮らしをということで、どのようなまちづくり構想を、町として、今後進められようとしているのか、この点もあわせてお伺いしておきたいというふうに思ひます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、富良野市を中心とした4町村においては、今、これら、今回上程いたしました議決すべき事件に関する条例については、この3定で上程する旨、情報交換をしているところであります。これで4町村が、全て、この1本目の条例が制定された後、10月の初めには第1回の担当課長会議をやるというようなスケジュールになってございます。それ以降、具体の共生ビジョン、あるいは、その協定の素案、これらが具体的に協議を進める内容のスケジュールとなってございます。まず、スケジュールについてはそのようなこと。

それと、合併につながらないのかという御質問もありました。いずれにいたしましても、8年ほど前ですね、それぞれ、上富良野町においても、合併の部分の協議をしながら、町民の総意として、厳しい中においても、上富良野町は独自で進んでいくとい

うふうに決めてきた経過にございますので、少なくとも、上富良野町が、この協定に向けた、合併が考えられるような協定については参加することはできないというふうに私も思ひて、その事務協議に臨みたいというふうに思ひてございますので、いずれにいたしましても、これからの協議になろうかと思ひます。今のところ、既に連携をされている範囲でいくのであれば、ぜひ前向きに協定の議論もさせていただこうかなというふうなことも考えつつ、協議に臨みたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 定住自立圏ということで、富良野市が中心市宣言ということで、9月4日に出されました。ただ、私、富良野広域連合の各町村の議員の方にちょっと確認をしたのですね。そうすると、このスケジュール等を含めた自立圏の構想の概要というのは、7月12日に課長会議、7月26日に市町村長の会議の説明を受けて、大体1回ないし2回ですね、議員協議会等も含めて若干の説明をしているのですね。しかし、うちの場合は、9月12日の全員協議会で初めてこれらの提供を受けたということで、非常に、この沿線の中富、南富、占冠の議員の皆さん方に聞くと、あなた方のところはえらい遅いなというようなことで、やはり情報提供を十分やっていたかかないと、9月4日に初めて中心市宣言された、これは何だろうかということで、若干の情報は入っていましたがけれども、そういう点では、非常に我々議員に対する情報の提供というのが遅かったのではないかなというのが第1点。

それから、第2点は、ここにある圏域の共生ビジョン、その作成は課長会議ということでございませうけれども、圏域の共生ビジョン懇談会、富良野市は福祉関係、医療関係、観光関係、農業関係とそれらになっていて、あとの構成の町村は1名ずつ選出ということなのですね。そうすると、当然、富良野市が中心にはなるけれども、もう少し4町村の意見反映といいますか、そういうものが、これ、1名ずつということで推薦ということになってはいますが、どのような方を推薦するのかという面が一つあるし、1名であれば、対等とは言わなくても、いろいろな分野の中でこのビジョン懇談会に、4町村がある面で何名かが出てくるような、もしくは、関係するセクションごとというふうなことも、私は必要ではないかなという気がするのですけれども、その点を確認したいと思ひます。

それで、今、総務課長が言うように、沿線の4町

村の議員の皆さん方に聞きましたら、3定でやるよと。しかし、富良野中心でどんどん進まれることについては、4町村の議員なり、もしくはこのビジョン懇談会の中でも、ある面でセーブをしていかないとだめでないか、そういうような意見があります。3定では通すけれども、そういう意見をやはり議会として十分出していかねばならないのではないのかというのが、広域連合に出ている議員の皆さん方に意見を聞いた結論でございますので、その点も含めて、ちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 7番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、議員御発言にありました、議会への情報提供が遅過ぎたのではないかと御質問がございました。4町村の担当者、私ども、ずっと情報交換をさせていただいておりますが、特に中富良野と占冠においては、この案件ではなくて、ちょうど臨時議会が開催されるというような内容から、そのときに情報提供をさせていただいたというようなことを聞いてございます。上富良野町において、当初、富良野市がスケジュールとして示されたもの、この9月の3定に1本目の条例、12月には、できれば協定を結ぶための議会の議決というようなスケジュールが示されましたが、本町においては一度も議会に情報提供がされていないことも含めて、この案件だけで、臨時議会等、あるいは協議会等、そういうものに、富良野市のスケジュールに、私たちがそれに乗っていくことはしないようにしようということもありましたので、この3定に向けての委員会、全員協議会で情報提供をしながら、その議会の御意見をいただくというような内容にしたことから、今回に至ったということ。

それと、もう1点は、今回、冒頭、上程の御説明をいたしました。今回の条例については、定住自立圏協定を結ぶ場合には、ぜひ議会の議決をいただきたいという内容の条例でありますので、委員会あるいは協議会での御意見を踏まえ、これらの入り口の条例については、しっかり上程することが、これからの協定に向けた協議の入り口に入れるというようなこともありましたので、この条例を上程した経過でございます。

それと、共生ビジョンの懇談会の御質問もありましたが、これにつきましては、協定を結んだ後の懇談会になりますので、ここに富良野市がメンバーを想定した形で書かれていますが、協定を結んだ議決をした後の懇談会のメンバーとなれば、その時点で上富良野がその条件が整った段階で、そのメンバーについて1名ではなくて2名参加できないかという

ようなことは、具体的にその後の話になるかなというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 議会運営委員会で、9月の段階であれしたときに、総務産建委員長は、私は全然知らない。それで、総務課へ行ったら、その資料はもってきてたよというようなことなので、そんなことでは僕はだめでないかなという気がします。それはそれとして、それで、今後の関係については、スケジュールに沿って課長会議等もいろいろ進められると思います、広域のですね。したがって、それらの情報提供を適宜、やっぱり議会にも情報提供をしていただきたいということを確認をしていただきたい。

それから、もう一つは、今言う共生ビジョン、あくまで締結した後だといっても、これは、ある面で富良野市がつくられたものだろうと思いますので、場合によっては2名でも3名でもという可能性があるというのは、これからの協議の中だろうと思います。しかし、そういう点で意見反映が十分できるように、他の3町村とも協議をしながら、できれば、あくまで富良野中心市宣言だけでも、富良野市だけがいろいろな面で潤うということではなくて、広域全体がやっぱり潤っていくという方法を、ぜひ進める面でのこのビジョンの懇談会に、できるだけ多くの方の意見反映ができる立場でお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私のほうから、基本的な私の認識を述べさせていただきたいと思っております。

定住自立圏につきましては、まず情報提供の時期のお尋ねがございましたけれども、私の思いといたしましては、いつまでに、この定住自立圏に協定を結ぶかという前提を持っておりませんので、そういう関係で、情報を提供させていただく時期が、目標をいつというような仮定をしておりますので、今回、協議会で初めて御説明をさせていただいたという経過でございます。

それから、関係いたします圏域の町村との連携、情報交換はあるといたしましても、他の富良野市以外の自治体で、本件に関して何か協議をすとか、あるいは打ち合わせをすとかというようなことで、この中身を深めていこうというような状況は、今、生まれておりませんので、富良野市長からの発言の中にも、単独に、それぞれ個々に協定を結ぶのだということ述べられておりますので、今後の展開は、まだ少し様子を見なければならぬかなとい

う状況だということで御理解いただきたいと思いません。

○議長（西村昭教君） 再質問、よろしいですね。
7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 町長が言うように、3定でやらない方法で我々に情報提供をしなかった。しかし、富良野のこの情報では、もう沿線それぞれ5市町村、3定でやろうというような形で進められたのではないかなという気がするのだけれども、その点僕は若干違いがあるのかなという気がしますね。3定で上げる上げないは、一応基本的には3定で上げるという方向づけをされていたのかな。しかし、町長が言うのは、3定で上げる上げないは、まだ段階を決めていなかったで情報提供をしなかったという、その点の違いを、総務課長、その時系列的に説明してくださいよ。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 7番中村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の条例というのは、富良野市が9月4日に中心市宣言を行いますということは、事前の情報としてありました。いずれにしろ、富良野市が宣言をするということは、富良野市は宣言の後、周辺市町村に、協定を結びませんかという協議を申し入れることになるだろうという想定の中で、逆に、富良野市が中心市の宣言をするのは間違いないのであれば、先ほどと重複しますが、この協定をするときには、重要案件として議会に議決を求めるということを、そのタイミングでやることのほうが逆ではないかということ、この残り4町村の担当と話し合った経過はあります。ただ、協定を結ぶことを前提に、まずこの条例を制定しましょうねということの協議は、先ほど町長おっしゃったとおりでありまして、そこについては、ちょっと切り分けていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第11号 上富良野町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第11号上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国におけます平成25年度の税制改正法案が、3月29日、参議院におきまして可決され、同法案が成立し、3月30日に公布されたところであります。同日、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことから、4月1日に町税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、報告したところであります。この制令及び省令につきましては、時間的余裕のある部分を分離し、2段階に分けて公布されたところでありまして、第2弾の改正が、それぞれ6月12日公布されたことから、今回、町税条例等の一部を改正しようとするものであります。

今回の町税条例等の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は、金融所得課税の一本化等の見直しであります。2点目は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しであります。3点目は、国民健康保険税において、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組に伴う規定の整備であります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第11号上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条を追って、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

第47条の2は、納税義務者が町の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする、特別徴収対象者年金所得者の除外規定の見直しであります。

第47条の5は、年金所得者に係る仮特別徴収額の算定方法の見直しであります。

附則第7条の4は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の新設にあわせて引用条文を追加するものであります。

第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う条文の整理であります。

附則第19条は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う条文の整理であります。

次のページをお開き願います。

第19条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の規定の新設に伴い、条文を改めるものであります。

第19条の3から附則第20条までは、地方税法の改正に伴う条の削除であります。

第20条の2は、附則第20条の削除に伴う条の繰り上げ及び条文の整理であります。

第20条の3は、地方税法の改正に伴う条の削除であります。

附則第20条の4は、附則第20条及び附則第20条の3の削除に伴う条の繰り上げ及び条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債等の利子等が対象に追加されたことに伴う条文の整理であります。

附則第20条の5は、地方税法の改正に伴う条の削除であります。

改正附則第1条は、原則として、施行期日は平成28年1月1日から施行するものでありますが、施行期日を別に定めている項目については、その施行期日から施行するものであります。

次のページをごらん願います。

改正附則第2条は、経過措置を規定しているものであります。

改正附則第3条関係であります。以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

第3条、上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただきます。その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

附則第3項、附則第6項、附則第7項、次のページの附則第8項から第16項までは、特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたこと。株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税と一般株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に改組されたことに伴い、条文を整理するものであります。

改正附則第4条は、平成29年1月1日から施行し、改正後の規定は申告分離課税制度が創設される平成29年度以後の年度分の国民健康保険税につい

て適用するものであります。

以上で、議案第11号上富良野町税条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第12号上富良野町子ども・子育て会議条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、議案第12号上富良野町子ども・子育て会議条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国におきましては、幼児期の学校教育、保育、また、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを趣旨として、昨年8月に、子ども・子育て支援法など、関連3法を成立し、子ども・子育て新システムの構築に向けて取り組みを進めております。当条例は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、本町の子ども・子育て支援等について総合的に御審議いただく合議制の附属機関として設置する上富良野町子ども・子育て会議の組織、運営など、必要な事項について定めるものであります。

第1条、第2条では、子ども・子育て会議の設置及び所掌事務について規定をしており、当会議において、認定こども園等の利用定員や子ども・子育て支援事業計画の策定等のほか、児童福祉の推進に関し必要な事項などについて御審議いただくよう規定しております。

第3条から第5条では、当会議の組織等について規定しており、保護者を初めとして関係する15名以内の委員をもって組織し、委員の任期は2年、また、委員の互選による委員長、副委員長等の設置な

どについて規定しております。

第6条では、当会議の運営について、第7条では当会議の庶務を保健福祉課が担う旨、規定しており、第8条は、委任規定であります。

また、附則におきまして、当条例を平成25年10月1日から施行する旨、規定するとともに、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例について、別表中に当会委員を追記するよう一部改正するものであります。

以上、議案第12号上富良野町子ども・子育て会議条例の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 組織として、第3条、子育て会議は、委員15人以内をもって組織すると、こうありまして、子どもの保護者、それから、一番下が、5項目めは、その他町長が必要と認める者とありますけれども、これは何人ずつぐらいを予定していらっしゃるのか。例えば、子どもの保護者ですと、15人をもって構成するわけですけれども、そのところをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 3番村上議員の御質問にお答えします。

子ども・子育て会議の委員につきましては、条例第3条の規定のように、15名の委員をもって組織をしたいということで、それぞれ各号ごとに対象の方を記載をさせていただいております。現時点におきましては、15名中、保護者の方々については四、五名程度を考えてございます。残り、それぞれ子ども・子育ての支援に関する事業に従事されている方、あるいは、子ども・子育ての支援に関し学識経験を有する方等、関係する方々を、残りの10名から11名ぐらいをもって組織をしたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、やっぱり子育てをしていらっしゃる保護者の方をできるだけ多くとっているのですね。関係機関を代表する方というのは当て職になりますし、事業を展開していらっしゃる方もよくわかりますけれども、幼稚園、それから保育所の所長さんとか、そういった方々が選ばれるのではないかと思うのですけれども、せっかくそのニーズを聞き出す調査ですので、やっぱり実際に子

育てをしていらっしゃる世帯、この保護者の方をできるだけ多く考えていただきたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） お答えいたします。

私どもも、保護者の御意見というものが極めて重要な意見というふうに理解しておりますので、そういった考え方で、委員の構成も今考えているところでありますので、思いとしては、議員とともにするものというふうに理解してございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第13号上富良野町立保育所条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、議案第13号上富良野町立保育所条例を廃止する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町では、中央保育所民営化実施計画に基づき、平成26年4月1日から町立保育所の民間移譲に向けて準備を進めているところであります。このことから、明年4月1日を迎えた段階で町立の保育所がなくなることから、当該条例を廃止しようとするものであります。

なお、附則において、施行期日を、民間移譲を予定しております平成26年4月1日とするとともに、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例中、特に重要な公の施設から保育所を削るよう、同条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第13号上富良野町立保育所条例を廃止する条例。

上富良野町立保育所条例（昭和39年上富良野町条例第32号）は、廃止する。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成26年4月1日から施行する。議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正。

2、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和62年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

以上、議案第13号上富良野町立保育所条例を廃止する条例の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君

○4番（米沢義英君） 町長にお伺いいたしますが、この保育所を民間移譲するというこの前提が出てきておりますが、何回も申しますが、行政として、公のものが保育所等については役割は終わったという前提で廃止条例が出てきているのかと思えますが、私は再々言いますけれども、公であったとしても、公の子育てを充実するという点では、非常に重要な施設であります。そういう意味では、私は今後一層、また公の立場からの子育てを、この保育所等においてやっぱり充実するというのは一層必要になってきているのだというふうに思いますが、この点はどのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4番米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

議員のほうから、この間も、いろいろとそういう角度の御意見をいただいているところでございますけれども、法令の字句については議員も御承知かと思えますが、児童福祉法においては町長の責務がきちんと明記されているところでございまして、保育所の運営そのものを終えるということが、その責任を放棄するというところでございませぬので、きちんと法令に定められている首長としての責務を、今後とも、これまで以上に果たすということが町の方針でございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 運営上はそうであったとしても、事実上、いわゆる民間に委託して、町として運営をしてもらうということですから、完全に町から離れるというふうには私は解釈しておりますので、そういう意味では、もう事実上、こういう運営については行政が携わらないということで、はっきりと行政改革のプランの中にも書かれている話であって、そういうことを考えれば、やはりもう既に行政の携わる分野ではないということで、こういう廃止という条例が出てきたのだと思うのですが、私は、副町長がおっしゃるような感覚ではなくて、やはり行政は行政として担える分野が当然あるわけですから、今まででも蓄積されてきた子育て支援が、あの保育所で充実してやられてきているわけですから、一時保育、いろいろな形の中で。そういうものが実践的な立場から手が離れるということであれば、その現場のニーズというのともわかってこないでしょうし、また、保育士さんがどういう感情を持って子育てに携わっているということもわかってこないでしょうし、また同時に、そういう置かれている子どもたちの社会環境がどういふふうに変ってきているのかということも、そこで私は少なくとも、的確かどうかは別としても、把握できるような運営体系であって、そこで、やはり子育てというのはこうあるべきだという方針も出てきていたのだと思うので、そういうものがなくなるということは非常にマイナス面だというふうには私は思いますが、どうお感じなのかお伺いいたします。

恐らく町としては、子育て会議だとか、いろいろな分野で携わっている人たちの意見を聞いて、そういうものも参酌しながら、十分反映できるから、何ら問題はないというような恐らく御判断だと思うのですが、それはどうかと思うのですが、明確にさせていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の中央保育所を廃止する関係につきましての御質問にお答えさせていただきます。

私の思いの一部も代弁していただいたような部分もあったのかなと思っておりますけれども、私の基本的な考えといたしまして、上富良野の子どもをしっかりと育てていくという思いに一点のぶれもありません。具体的にどういふような方法をもってそれに対応するかという方法論につきましては、私は、現在民間に委ねております仕組みが、子どもたちの健全な健やかな育ちを町が支えるという部分について、何ら支障もないと考えておまして、民間に担っていただくべきものは、今後も、保育所のみならず、そういった町の仕組みを常に見直す中で、

起きてきた場合にはしっかりと議論を重ねて、あるいは、町がむしろしっかりと守っていかなければならないものについては守っていくというように、そういうような時代の流れをしっかりと読んで行政運営を進めていきたいということが基本認識でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

これより、議案第13号を起立により採決いたします。

本件は、地方自治法第244条の第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 3分の2以上であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
昼食休憩といたします。

午前 11時55分 休憩
午後 1時13分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中の会議に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 午前中の各常任委員会の選任の件についてであります。正副委員長の互選が行われ、その結果が私の手元に届いておりますので、報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

総務産建常任委員会の委員長に岡本康裕議員、副委員長に村上和子議員、厚生文教常任委員会の委員長に金子益三議員、副委員長に中澤良隆議員、議会運営委員会の委員長に今村辰義議員、副委員長に谷忠議員と決定されました。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から閉会中の継続調査の申し出が配付のとおりございました。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上でございます。

◎日程第17 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第14号 財産譲与の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、議案第14号財産譲与の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該対象施設であります中央保育所につきましては、昭和39年、上富良野町立保育所として建設し、昭和50年、西保育所の設置時に中央保育所と改名、昭和63年に全面改築を行い、現在に至っております。町では、昨年度策定しました中央保育所民営化実施計画に基づき、移譲先法人につきましても公募を行い、審査会の議を経て、社会福祉法人わかば会に決定し、平成26年4月1日からの円滑な移行に向けて準備を進めているところであります。このようなことから、関連用地を除き、本施設を譲与しようとするものであり、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第14号財産譲与の件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1、譲与する財産。

上富良野町立中央保育所の建物。所在、上富良野町富町1丁目4番90号。構造、鉄筋コンクリートづくり平屋建て。延べ床面積、732.90平方メートル。

2、譲与の相手方。

上富良野町旭町3丁目5番43号、社会福祉法人わかば会理事長守田秀男。

3、譲与する日。

平成26年4月1日。

以上、議案第14号財産譲与の件についての説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 譲渡するに当たって、何点が質問させていただきますが、この資産評価という点では、現在どのような資産の評価額になっているのかという点と、あと備品等についても、当然その中に含まれているのかなというふうに思いますが、細かくではなくてもいいのですが、大体のそいつ

たもの等についても当然対象になっているのかなと思うのですが、その点どう評価されて、どういったものが譲渡されようとしているのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回、譲与しようとしています中央保育所の建物の残存価格等でございますけれども、施設につきましては、昭和63年の12月に竣工いたしまして、その後、平成18年にボイラー等の更新等も行ってありますので、それらを含めまして、それぞれ耐用年数と償却額等から、残存価格につきましては1億1,470万円程度ということで試算をしてございます。

また、附帯します備品等につきましても、これまでの民営化の実施計画、また、公募のときの公募要綱等に基づきまして、備品等につきましても譲与するようなことで準備を進めているところであります。現在、備品台帳におきましては約65品目程度になってございますが、これらについては、外の遊具等も含めて、あと、施設の中では電子ピアノですとかそういうもの、あと、事務用品等も含めてになるかと思っております。そのほか、消耗品で残っているようないろいろな、折り紙であったり、そういうものはありますけれども、そういうものは引き続き保育所運営の中で御活用いただくようなことで、あわせて譲与をするような予定で準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 備品の関係については、質問しようと思いましたが、同僚議員がいたしましたので、できれば、譲渡する備品の関係のリストを整理し次第、議員に配付をしていただきたいと思いますというのが1点。

それから、2点目は、運営の維持管理のために、長期継続契約があるのですね。全部で今7件あるけれども、そのうち2件は来年の1月31日と3月31日で終わるのですけれども、その他は28年、29年までであるので、それらがあるのは、恐らく、わかば会がその業者と継続していくのか、それらの関係がどういう形になっていくかという点で、ちょっと確認をしたいと思うのですが。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 7番中村議員の御質問にお答えいたします。

備品台帳につきましては、写しは、そう時間がかからなく用意できると思いますので、事務局を通じて配付をさせていただきたいというふうに思います。

あと、長期継続計約の関係、来年以降も契約期間になっているものがございますので、それらにつきましては、今、町が契約している相手先とわかば会とで協議をしていただくようにお話を進めておりますので、それぞれ、私たちのほうでは、わかば会のほうで、今、町が契約しているところと引き続き同様のような契約を進めたいということでお話し合いが持たれているということでお聞きしているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第15号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第15号北海道後期高齢者医療広域連合規約変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の人口割の規定について、住民基本台帳法の一部改正に伴い、その規定の整備をするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第15号北海道後期高齢者医療広域連合規約変更の件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次の

ように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附則。

1、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行する。

2、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

以上で、議案第15号北海道後期高齢者医療広域連合規約変更の件の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第16号副町長の選任の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました、議案第16号副町長の選任の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

副町長の任期につきましては、この9月末をもって満了となるところであります。現在就任いただいております田浦副町長につきましては、この任期満了をもって退任し、後進に道を譲りたいとの強い意志を持たれ、私といたしましても、その意を酌み、まだまだ活躍願いたい思いでありましたが、退任を了としたところであります。

このことから、今般、新たな副町長といたしまして、現在、総務課長として活躍いただいております田中利幸君を後任として選任させていただきたく、御提案申し上げるものであります。

田中君につきましては、昭和53年、上富良野町

役場に奉職以来、35年間にわたり各分野において豊富な行政経験と知見を積み、さらに人格、識見ともにすぐれていることから、一段と加速する地方主権時代を迎える中にあり、副町長として本町の行政推進の一躍を担うに最適任者であると確信いたしており、このたび、副町長として選任させていただきたく御提案申し上げるところでございます。

なお、田中君の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、参考としていただきたいと思います。

以下、議案の朗読をもちまして提案とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第16号副町長の選任の件。

上富良野町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求め。

記。

住所、上富良野町●●●●●●。

氏名、田中利幸、●●●●●●●●●●生まれ。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例に基づき、質疑討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております副町長の選任の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第20 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第20 議案第17号教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました、議案第17号教育委員会委員の任命の件につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

本年3月より教育委員を務めております佐藤大輔氏が、この9月末をもって任期満了を迎えるところ

○5番（金子益三君） ただいま上程いたしました発議案第2号議員派遣の件につきまして、内容の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

発議案第2号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員を派遣する。

記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、南富良野町。

(3) 期間、平成25年10月15日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員。

2、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、旭川市。

(3) 期間、平成25年10月30日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員。

以上、御審議賜りまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第23 発議案第3号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程いただきま

した発議案第3号町内行政調査実施に関する決議の件につきまして、議案の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

発議案第3号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

3、調査事項及び方法。

(1) 町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

(2) 全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

(3) 本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上でございます。

御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第24 発議案第4号議会報告会実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきまし

た、発議案第4号議会報告会実施に関する決議の内容につきまして、議案の朗読をもちまして内容の説明にさせていただきます。

発議案第4号議会報告会実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

議会報告会実施に関する決議。

本議会は、次により議会報告会を実施する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため。

3、実施方法。

(1) 町内の公共施設で開催する。

(2) 全議員による報告会とする。

(3) 本件は、議会閉会中において開催するものとする。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議案第5号

○議長(西村昭教君) 日程第25 発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見の件を議題いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番(今村辰義君) ただいま上程されました、発議案第5号地方財政の充実・強化を求める意見の件につきまして、朗読をもって説明させていただきます。

発議案第5号地方財政の充実・強化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

裏面をごらんください。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の施策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て、容認できるものではありません。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記。

1、地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で、十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地域財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。

3、被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において、通常の予算とは別枠として確保すること。特に被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

4、地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方向的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり

方を検討すること。

5、地域の防災、減災に係る必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振りかえは厳に慎むこと。

6、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年9月19日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第26 発議案第6号消費増税中止を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程いただきました、発議案第6号消費増税中止を求める意見の件につきまして、朗読をもって説明させていただきます。

発議案第6号消費増税中止を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

裏面をごらんください。

消費増税中止を求める意見書。

安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されています。しかし、食料品やガソリンなどの値上げで、私たちの暮らしは苦しくなる一方で、多くの国民は、景気回復を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。当該地域での経済の疲弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産、閉店にも歯どめがかかっていません。

参院選挙後の世論調査でも、消費増税に反対がふえており、消費増税が実施されたら店を閉めるしかない、これ以上どこを切り詰めて暮らせというのかと、かつてない切実な声が高まっています。

消費増税は、そもそも低所得者ほど負担が重い税金です。この状況で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費増税や廃業がふえることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。財政再建という点でも、1997年に消費増税を実施したときの経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。政府試算でも、消費増税により、本格的なデフレ脱却には時間がかかるという結果が出ています。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月19日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。

以上、御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第27 発議案第7号道州制導入に断固反対する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程されました、発議案第7号道州制導入に断固反対する意見の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第7号道州制導入に断固反対する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

裏面をごらんください。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長会全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごときに法案が提出されるようとしていることは、まことに遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかか

わらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々上富良野町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君） 日程第28 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申し出の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） この際、諸般の報告をいたさせます。

議会広報特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が私の手元に届いておりますので、報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

議会広報特別委員会の委員長に村上和子議員、副委員長に中澤良隆議員と決定されました。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上で、諸般の報告を終わります。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎副 町 長 退 任 挨拶

○議長（西村昭教君） このたび、今月いっぱいをもって終了されます田浦副町長に、一言お言葉をいただきたいと思っておりますので、その発言を許します。

副町長、田浦孝道君。

○副町長（田浦孝道君） 大変お疲れのところ、ただいま西村議長より発言の機会を与えていただきましたので、副町長退任に当たり、ここに一言お礼の御挨拶を申し述べさせていただきたいと存じます。

早いもので、最後の議会となっておりますが、顧みますと、昭和44年に奉職し、多くの先輩の皆様方に育てていただく中で、昭和60年には、当時の財政係長として初めて部下の配置を受け、これ以降は、多くの同僚や部下の皆様方にもしっかりと支え続けていただいたところがございます。また、平成12年には総務課長に、その後の平成17年には、当時の助役として特別職の選任を受け、現在の副町長として通算2期、8年の任期をこの月末に満了し、44年余りの長い職場人生を終えることができますのは、職場内はもとより、議員の皆様並びに多くの町民の皆様方の御支援と御協力のたまものと、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

この間、課長職と特別職の期間を通し、延べ13年余り町長の補佐役とし、あるいは事務現場の監督者として、この議場での議論にも参画させていただいたところがございますが、非力な私には大変大きなプレッシャーを感じておりました。与えられた職責を何とか果たすために全力投球で取り組んでまいりましたが、皆様方の期待や思いには到底追い付かない状況となったと、私自身総括しており、まことに申しわけなく存じるところでございます。特に、非力な私を行政内部でしっかりと見守り、支えていただきました町長、教育長を初め、同席の特別職の皆様、幹部職員の皆様並びに職場の多くの皆様方の御支援に対して、この場をおかりしまして、心から重ねて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、現下の状況は、豊かさを求め整備してきました公共インフラも、耐用年数から見て経年劣化の状況が顕著となっている反面、急速に進展する人口減少と高齢社会の中にあつて、長年、地域社会を足元から支えてこられました家族の形が、郡部や地方都市を問わず大きく変化し続けており、今後は、これまでにない行政課題が想定されるところでございます。我が町の未来をさらに切り開いていくために、これまで以上に創意と工夫を凝らし、地域が一丸となって進められることに、私自身、大きな希望を持って御期待を申し上げる次第でございます。

結びになりましたが、多くの皆様方に御支援と御協力を賜りながら、何とか自分の役目を終えることができますことに、重ねて心から厚く御礼を申し上げますとともに、皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げ、甚だ意を尽くしませんが、退任の御挨拶とさせていただきます。長い間、まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 長い間、大変御苦勞さまでございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成25年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時04分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成25年9月19日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 小 野 忠